



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年4月1日土曜日 第2861号外2

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則.....（人事課）..... 1
 愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則.....（ " ）..... 5
 児童福祉法施行規則及び児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則.....（ " ）..... 6
 愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....（広報広聴課）..... 7
 愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....（会計課）..... 8
 地方公営企業法第39条第2項の規定により知事が定める職に関する規則及び地方公営企業法第15条第1項ただし書に規定する主要な職員を定める規則の一部を改正する規則.....（公営企業管理局総務課）.....13

告 示

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報の一部改正.....（広報広聴課）.....14
 港湾施設の概要.....（港湾海岸課）.....14
 県営住宅の家賃の収納事務の委託.....（建築住宅課）.....14
 建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任.....（ " ）.....15

訓 令

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令.....（人事課）.....15
 愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（ " ）.....15
 愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令.....（ " ）.....47
 愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（ " ）.....55
 組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令.....（ " ）.....65
 愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令.....（人事課職員厚生室）.....72

教育委員会規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則.....（教育総務課）.....73

教育委員会告示

教育長職務代理者印の新設.....（教育総務課）.....74

教育委員会訓令

愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令.....（教育総務課）.....74

人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）.....76
 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則.....（ " ）.....77

人事委員会告示

へき地等学校の指定の一部改正.....（人事委員会事務局）.....79

公営企業管理規程

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）.....80

公営企業訓令

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令.....（公営企業管理局総務課）.....82

規 則

○愛媛県規則第18号

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県行政組織規則の一部を改正する規則

愛媛県行政組織規則（昭和55年愛媛県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(室)</p> <p>第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">省略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>農政課</td> <td>農地・担い手対策室</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(県民環境部各課の所掌事務)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 環境政策課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) <u>再生可能エネルギーの利用促進に関すること(他の主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(13)～(16) 省略</p> <p>8・9 省略</p> <p>(経済労働部各課の所掌事務)</p> <p>第12条 産業政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) <u>エネルギー政策の推進に関すること(他の主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>(12)～(14) 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 国際交流課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>国際航空路線に係る航空振興の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(5) <u>松山空港の国際航空路線の利用促進に関すること。</u></p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(農林水産部各課の所掌事務)</p> <p>第13条 農政課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。<u>この場合において、第5号、第9号から第12号まで及び第15号から第17号までの事務は、農地・担い手対策室が所掌する。</u></p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 農村工業等導入 _____ に関すること。</p> <p>(6) <u>経営構造対策に関すること。</u></p>	省略		農政課	農地・担い手対策室	省略		<p>(室)</p> <p>第4条の2 次の表の左欄に掲げる課にそれぞれ当該右欄に掲げる室を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">省略</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>農産園芸課</td> <td>担い手・農地保全対策室</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table> <p>(県民環境部各課の所掌事務)</p> <p>第9条 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 環境政策課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>アメニティ施策の推進に関すること。</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p> <p>(13)～(16) 省略</p> <p>8・9 省略</p> <p>(経済労働部各課の所掌事務)</p> <p>第12条 産業政策課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) <u>資源エネルギー対策の総合企画、総合調整及び推進に関すること。</u></p> <p>(12)～(14) 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 国際交流課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>(農林水産部各課の所掌事務)</p> <p>第13条 農政課の所掌事務は、第6条に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 農村工業等導入及び経営構造対策に関すること。</p>	省略		農産園芸課	担い手・農地保全対策室	省略	
省略													
農政課	農地・担い手対策室												
省略													
省略													
農産園芸課	担い手・農地保全対策室												
省略													

- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略

- (15) 農業の担い手対策に関すること。
- (16) 農地の流動化及び有効利用に関すること。
- (17) 農業機械の普及等に関すること。

(18) 省略

2・3 省略

4 農地整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(10) 省略
- (11) 中山間地域等の直接支払に関すること（他の主管に属するものを除く。）。
- (12) 省略

5 農産園芸課の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(3) 省略

- (4) 省略
- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略

- (15) 省略
- (16) 省略

6～11 省略

（知事に直属して置く職員）

第15条の2 知事に直属して_____営業本部長、防災安全統括部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長及びすごモノ係長を置く。

（課及び室に置く職員）

第17条 省略

2～6 省略

7 国体競技式典課に県外競技調整監を置く。

（地方局各部及び支局の所掌事務）

第23条 総務企画部及び支局（総務県民室及び税務室に限る。）の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(18) 省略

2 省略

3 産業経済部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略

(14) 省略

2・3 省略

4 農地整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1)～(10) 省略
- (11) 中山間地域等の直接支払に関すること_____。
- (12) 省略

5 農産園芸課の所掌事務は、次のとおりとする。この場合において、第4号及び第16号から第18号までの事務は、担い手・農地保全対策室が所掌する。

(1)～(3) 省略

(4) 農業の担い手対策に関すること。

- (5) 省略
- (6) 省略
- (7) 省略
- (8) 省略
- (9) 省略
- (10) 省略
- (11) 省略
- (12) 省略
- (13) 省略
- (14) 省略
- (15) 省略

(16) 農地の流動化及び有効利用に関すること。

(17) 農業機械の普及等に関すること。

- (18) 省略
- (19) 省略

6～11 省略

（知事に直属して置く職員）

第15条の2 知事に直属して特命理事、営業本部長、防災安全統括部長、営業本部マネージャー、営業主幹、すご味係長及びすごモノ係長を置く。

（課及び室に置く職員）

第17条 省略

2～6 省略

7 国体競技式典課に県外競技調整監を置く。

（地方局各部_____の所掌事務）

第23条 総務企画部_____の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(18) 省略

2 省略

3 産業経済部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(16) 省略

(17) 中山間地域等の直接支払に関すること。

4 省略

(課及び係)

第23条の2 別表第3の左欄に掲げる地方局並びにその部及び支局に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

2・3 省略

(東京事務所)

第75条 省略

2～4 省略

5 東京事務所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 所付

(4) 省略

(5) 省略

別表第1(第5条関係)

課	係
省略	
人事課	人事係、組織定員係、人材育成係、給与係
省略	
省略	
産業政策課	調整管理係、貿易海運係
省略	
国際交流課	国際観光係、国際交流係、国際線振興係
農政課	調整管理係、企画係、国土調査係
農地・担い手対策室	農地調整係、農地活用係、担い手育成係
省略	
農産園芸課	管理係、普及指導係、生産指導係、研究企画係、鳥獣害対策係、果樹係、米麦係、野菜・花き係、環境農業係
省略	

別表第3(第23条の2関係)

地方局の部及び支局	課	係
東予 総務企画部	省略	
地方 今治支局	省略	
局 省略		
中予 地方局	総務企画部	総務県民課 省略
		防災対策室 防災対策係
	省略	
健康福祉環境	企画課	医療対策係

(1)～(16) 省略

4 省略

(課及び係)

第23条の2 別表第3の左欄に掲げる地方局及びその部に、それぞれ当該中欄に掲げる課及び室並びに当該右欄に掲げる係を置く。

2・3 省略

(東京事務所)

第75条 省略

2～4 省略

5 東京事務所に、必要に応じ次の職員を置く。

(1)・(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

別表第1(第5条関係)

課	係
省略	
人事課	人事係、組織定員係、能力調査係、給与係
省略	
省略	
産業政策課	調整管理係、経済計画係、貿易海運係、資源エネルギー係
省略	
国際交流課	国際観光係、国際交流係
農政課	調整管理係、企画係、農地調整係、国土調査係
省略	
農産園芸課	管理係、普及指導係、生産指導係、研究企画係、果樹係、米麦係、野菜・花き係、環境農業係
担い手・農地保全対策室	農地活用係、鳥獣害対策係、担い手育成係
省略	

別表第3(第23条の2関係)

地方局の部	課	係
東予 総務企画部	省略	
地方 今治支局	省略	
局 省略		
中予 地方局	総務企画部	総務県民課 省略
		防災対策室 防災対策係、交通保安係
	省略	
健康福祉環境	企画課	医療対策係、検査係

	部	省略	
	省略		
南予	総務企画部	省略	
地方局	八幡浜支局	省略	
	省略		

別表第 7 (第 27 条 関 係)

保健所	課	係
省略		
中予保健所	企画課	医療対策係 _____
	省略	
省略		

	部	省略	
	省略		
南予	総務企画部	省略	
地方局	八幡浜支局	省略	
	省略		

別表第 7 (第 27 条 関 係)

保健所	課	係
省略		
中予保健所	企画課	医療対策係、検査係
	省略	
省略		

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、次の表の左欄に掲げる職を命ぜられ、又は課若しくは室に勤務若しくは兼務を命ぜられている者は、別に辞令を發せられない限り、それぞれ当該右欄に掲げる職を命ぜられ、又は課若しくは室に勤務若しくは兼務を命ぜられたものとする。

東予地方局総務企画部今治支局総務県民室総務県民・防災対策グループ担当係長	東予地方局今治支局総務県民室総務県民・防災対策グループ担当係長
東予地方局総務企画部今治支局総務県民室	東予地方局今治支局総務県民室
東予地方局総務企画部今治支局税務室納税グループ担当係長	東予地方局今治支局税務室納税グループ担当係長
東予地方局総務企画部今治支局税務室	東予地方局今治支局税務室
南予地方局総務企画部八幡浜支局総務県民室総務県民グループ担当係長	南予地方局八幡浜支局総務県民室総務県民グループ担当係長
南予地方局総務企画部八幡浜支局総務県民室	南予地方局八幡浜支局総務県民室
南予地方局総務企画部八幡浜支局税務室収納管理グループ担当係長	南予地方局八幡浜支局税務室収納管理グループ担当係長
南予地方局総務企画部八幡浜支局税務室納税グループ担当係長	南予地方局八幡浜支局税務室納税グループ担当係長
南予地方局総務企画部八幡浜支局税務室	南予地方局八幡浜支局税務室

○愛媛県規則第19号

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 4 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員の職の設置規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の職の設置規則（昭和48年愛媛県規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(職 の 設 置)		(職 の 設 置)	
第 2 条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。		第 2 条 知事の事務部局及び労働委員会事務局に置く職員の職は、次の表のとおりとする。	
区 分	職	区 分	職
知事の事務部局	本庁 _____部長、営業本部長、防災安全統括部長、局長、部付、環境技術専門監、医療政策監、技術監、総務担当次長、運営・式典担当次長、競技力向上担当次長、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、	知事の事務部局	本庁 特命理事、 <u>_____</u> 部長、営業本部長、防災安全統括部長、局長、部付、環境技術専門監、医療政策監、技術監、総務担当次長、運営・式典担当次長、競技力向上担当次長、参事、課長、室長、営業本部マネージャー、副参事、技幹、医監、

	危機管理監、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、学校連携推進監、交通警備調整監、 <u>県外競技調整監</u> 、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、専門員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任主事、主任技師、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員		危機管理監、原子力安全対策推進監、高速道路推進監、主席工事検査専門員、学校連携推進監、交通警備調整監_____、課長補佐、所長、秘書、医幹、主幹、営業主幹、廃棄物監視指導官、検査班長、工事検査専門員、換地指導専門員、用地補償審査専門員、課付、室付、専門員、隊長、船長、機関長、係長、担当係長、すご味係長、すごモノ係長、主計係長、スゴ技係長、副隊長、隊員、主任、主任主事、主任技師、主事、技師、技術主任、技能主任、主任守衛、主任業務員、主任技術員、主任技能員、技術員、技能員、守衛、業務員
省略		省略	
省略		省略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第20号

児童福祉法施行細則及び児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

児童福祉法施行細則及び児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 児童福祉法施行細則(昭和35年愛媛県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第32条第1項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。</p> <p>(1)～(3)の2 省略</p> <p>(4) <u>法第27条及び第31条第4項の規定による措置に関すること。</u></p> <p>(5)～(9) 省略</p> <p>(10) <u>法第33条第2項、第7項及び第9項の規定による一時保護に関すること。</u></p> <p>(10)の2～(12) 省略</p> <p>(12)の2 <u>法第56条第4項の規定による閲覧又は資料提供の要求に関すること。</u></p> <p>(13)～(27) 省略</p> <p>2・3 省略</p>	<p>(委任)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第32条第1項及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。</p> <p>(1)～(3)の2 省略</p> <p>(4) 法第27条_____の規定による措置に関すること。</p> <p>(5)～(9) 省略</p> <p>(10) 法第33条第2項_____の規定による一時保護に関すること。</p> <p>(10)の2～(12) 省略</p> <p>(12)の2 <u>法第56条第5項の規定による閲覧又は資料提供の要求に関すること。</u></p> <p>(13)～(27) 省略</p> <p>2・3 省略</p>

(児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 児童虐待の防止等に関する法律施行細則(平成13年愛媛県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委任)</p> <p>第2条 <u>次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。</u></p>	<p>(委任)</p> <p>第2条 次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。</p>

- (1)～(7) 省略
- (8) 法第11条第3項（法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による保護者に対する勧告に関する
こと。
- (9) 法第13条第1項（法第16条第1項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による施設入所等の措置の解除及び意見の聴取に関する
こと。
- (10) 法第13条第2項（法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による保護者に対する助言に関する
こと。
- (11) 法第13条第3項（法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による保護者に対する助言に係る事務の委託に関する
こと。
- (12) 法第13条の5（法第16条第2項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定による愛媛県社会福祉審議会への報告に関する
こと。

様式第1号（第3条関係） 証票

（表） 省略
（裏）

省略

（臨検、搜索等）

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い、又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

省略

注 省略

様式第3号（第3条関係） 接近禁止命令書

省略

注意

1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第18条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。

2 省略

- (1)～(7) 省略
- (8) 法第11条第3項 _____
_____の規定による保護者に対する勧告に関する
こと。
- (9) 法第13条 _____
_____の規定による施設入所等の措置の解除及び
意見の聴取に関する
こと。
- (10) 法第13条の4 _____
_____の規定による愛媛県社会福祉審議会への報告
に関する
こと。

様式第1号（第3条関係） 証票

（表） 省略
（裏）

省略

（臨検、搜索等）

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が前条第1項の規定による出頭の求めに応じない

_____場合に
において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

省略

注 省略

様式第3号（第3条関係） 接近禁止命令書

省略

注意

1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰則に処せられることがある。

2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第21号

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年4月1日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会議員及び愛媛県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年愛媛県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前																																						
様式第2号（第5条関係） 所得等報告書 省略 1 所得 <table border="1"> <tr><td colspan="2">省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">分離課税</td><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>一般株式等の事業・譲渡・雑所得</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>上場株式等の事業・譲渡・雑所得</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>上場株式等の利子・配当所得</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </table> 2 省略 注 省略		省略				分離課税	省略			一般株式等の事業・譲渡・雑所得			上場株式等の事業・譲渡・雑所得			上場株式等の利子・配当所得			省略			様式第2号（第5条関係） 所得等報告書 省略 1 所得 <table border="1"> <tr><td colspan="2">省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">分離課税</td><td>省略</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>株式等_____の事業・譲渡・雑所得</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>上場株式等の配当所得</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>省略</td><td></td><td></td></tr> </table> 2 省略 注 省略		省略				分離課税	省略			株式等_____の事業・譲渡・雑所得			上場株式等の配当所得			省略		
省略																																								
分離課税	省略																																							
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得																																							
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得																																							
上場株式等の利子・配当所得																																								
省略																																								
省略																																								
分離課税	省略																																							
	株式等_____の事業・譲渡・雑所得																																							
	上場株式等の配当所得																																							
省略																																								

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第22号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前									
目次 第1章～第11章 省略 第12章 指定金融機関等 第1節～第3節 省略 第4節 _____有価証券（_____第223条） 第5節 省略 第13章～第15章 省略 附則 （出納員以外の会計職員） 第5条 省略 2 省略 3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。		目次 第1章～第11章 省略 第12章 指定金融機関等 第1節～第3節 省略 第4節 <u>基金、歳入歳出外現金及び有価証券</u> （ <u>第221条</u> 第223条） 第5節 省略 第13章～第15章 省略 附則 （出納員以外の会計職員） 第5条 省略 2 省略 3 別に辞令を用いるもののほか、次表の左欄に掲げる職員は、これらの者が職員に任命されていない場合にあつては、その職にある間に限り、職員に任命されているものとして、その職にある間同表右欄の職に充てる。									
<table border="1"> <tr><td>省略</td><td>省略</td></tr> <tr><td>一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、<u>東予地方局今治支局総務県民室</u>の総務県民・防災対策グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）、南予地方局八幡浜支局総務県民室_____の総務県民グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）及び東予地方局産業経済部産業振興課の企画</td><td></td></tr> </table>		省略	省略	一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、 <u>東予地方局今治支局総務県民室</u> の総務県民・防災対策グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）、南予地方局八幡浜支局総務県民室_____の総務県民グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）及び東予地方局産業経済部産業振興課の企画		<table border="1"> <tr><td>省略</td><td>省略</td></tr> <tr><td>一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、<u>東予地方局総務企画部今治支局総務県民室</u>の総務県民・防災対策グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）、南予地方局総務企画部八幡浜支局総務県民室の総務県民グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）及び東予地方局産業経済部産業振興課の企画</td><td></td></tr> </table>		省略	省略	一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、 <u>東予地方局総務企画部今治支局総務県民室</u> の総務県民・防災対策グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）、南予地方局総務企画部八幡浜支局総務県民室の総務県民グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）及び東予地方局産業経済部産業振興課の企画	
省略	省略										
一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、 <u>東予地方局今治支局総務県民室</u> の総務県民・防災対策グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）、南予地方局八幡浜支局総務県民室_____の総務県民グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）及び東予地方局産業経済部産業振興課の企画											
省略	省略										
一 地方局総務企画部総務県民課の総務係長、 <u>東予地方局総務企画部今治支局総務県民室</u> の総務県民・防災対策グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）、南予地方局総務企画部八幡浜支局総務県民室の総務県民グループ担当係長（総務県民室長が指定した者に限る。）及び東予地方局産業経済部産業振興課の企画											

調整係長	
二～六 省略	
省略	

(隔地払)

第68条 会計管理者は、隔地払をするときは、支払指示書（様式第34号）を指定金融機関又は指定代理金融機関に、送金通知書（様式第36号）を債権者に、それぞれ送付しなければならない。この場合において、支払場所が指定金融機関又は指定代理金融機関以外の金融機関であるときは、指定金融機関又は指定代理金融機関をして送金小切手により送金させるものとする。

(送金通知書の再発行)

第69条 省略

2 省略

3 会計管理者は、前項の規定により再発行する書類には、「再発行」と朱書し、債権者に送付しなければならない。

(給与等の支払資金の隔地払)

第81条 会計管理者は、給与資金前渡担任者に給与等の支払資金を隔地払するときは、第68条の規定にかかわらず、支払指示書及び給与送金支払通知書（様式第48号）を指定金融機関又は指定代理金融機関に送付しなければならない。

(隔地払の手続)

第208条 指定金融機関又は指定代理金融機関は、第81条又は第89条第2項の規定により書類の送付を受けた場合であつて、支払場所が取扱店又は代理取扱店であるときは、直ちに、給与送金支払通知書及び恩給支出内訳書を当該取扱店又は代理取扱店に送付しなければならない。

2 省略

第4節 有価証券

第221条及び第222条 削除

第223条 省略

別表第4（第78条、第226条関係）

帳簿の種類及び様式	記帳の原因、時期等	記帳者
省略		

調整係長	
二～六 省略	
省略	

(隔地払)

第68条 会計管理者は、隔地払をするときは、支払指示書（様式第34号）及び送金通知書（様式第36号）を指定金融機関又は指定代理金融機関に送付しなければならない。この場合において、支払場所が指定金融機関又は指定代理金融機関以外の金融機関であるときは、指定金融機関又は指定代理金融機関をして送金小切手により送金させるものとする。

(送金通知書の再発行)

第69条 省略

2 省略

3 会計管理者は、前項の規定により再発行する書類には、「再発行」と朱書し、指定金融機関又は指定代理金融機関に送付しなければならない。

(給与等の支払資金の隔地払)

第81条 会計管理者は、給与資金前渡担任者に給与等の支払資金を隔地払するときは、第68条に規定する送金通知書に代えて給与送金支払通知書（様式第48号）を送付しなければならない。

(隔地払の手続)

第208条 指定金融機関又は指定代理金融機関は、第68条、第81条又は第89条第2項の規定により書類の送付を受けた場合は、直ちに、送金通知書を債権者に、支払場所が取扱店又は代理取扱店であるときは、給与送金支払通知書及び恩給支出内訳書を当該取扱店又は代理取扱店に、支払場所が取扱店又は代理取扱店以外の金融機関であるときは送金小切手を債権者にそれぞれ送付しなければならない。

2 省略

第4節 基金、歳入歳出外現金及び有価証券

(基金整理簿の記帳)

第221条 指定金融機関は、基金の受入れ又は払出しをしたときは、そのつど基金整理簿に記帳しなければならない。

(歳入歳出外現金整理簿の記帳)

第222条 指定金融機関又は指定代理金融機関は、歳入歳出外現金の受入れ（指定金融機関にあつては、収納代理金融機関が収納した歳入歳出外現金の受領を含む。）又は払出しをしたときは、そのつど歳入歳出外現金整理簿に記帳しなければならない。

(有価証券の保管等)

第223条 省略

別表第4（第78条、第226条関係）

帳簿の種類及び様式	記帳の原因、時期等	記帳者
省略		
基金整理簿（様式第145号）	基金の受入れ又は払出しをしたとき。	総括店
歳入歳出外現金整理簿（様式第146号）	歳入歳出外現金の受入れ又は払出しをしたとき。	総括店 代理総括店 主管取扱店 代理主管取扱店

省略		
----	--	--

様式第2号(第8条、第54条関係) 引継書

様式第2号(その1) 省略

様式第2号(その2)

省略

1 現金、有価証券及び小切手帳

(1) 現金 ￥ _____

内 訳

金額	種 別	摘 要
	年度歳入金	うち証券 円
	省略	

(2)・(3) 省略

2 物 品

物品出納簿、動物出納簿、消耗品等・生産品出納簿、
「何」簿及び「何」簿の現在高のとおり。

3～5 省略

様式第37号(第69条、第219条関係) 送金通知書再発行請求書

省略	
送 金 通 知 書	省略
	受取場所
	省略
省略	

注 省略

省略		
----	--	--

様式第2号(第8条、第54条関係) 引継書

様式第2号(その1) 省略

様式第2号(その2)

省略

1 現金、有価証券および小切手帳

(1) 現金 ￥ _____

内 訳

金額	種 別	摘 要
	年度歳入金	内証券 円
	省略	

(2)・(3) 省略

2 物 品

備品出納簿、動物出納簿、消耗品出納簿 _____、
「何」簿および「何」簿の現在高のとおり。

3～5 省略

様式第37号(第69条、第219条関係) 送金通知書再発行請求書

省略	
送 金 通 知 書	省略
	支払場所
	省略
省略	

注 省略

第2条 愛媛県会計規則の一部を次のように改正する。

様式第36号(その1)を次のように改める。

（表）

郵便はがき

□□□-□□□□

送金通知書

債権者 住所 氏名					
経費の内容					
支払番号					
受取場所					
受取金額					
年度		区分		会計	

上記の金額を、この通知書と引換えに上記の受取場所においてお受け取りください。

年 月 日

愛媛県会計管理者

印

検印	係印

問合せ先

金額及び経費の内容について詳しくお知りになりたい場合は、下記まで御照会ください。

○経費の内容欄が税金関係の場合

○経費の内容欄が税金関係以外の場合

経費の内容欄に記載されている本庁各課（地方機関）まで御照会ください。

注意事項

この通知書は、発行の日から1年を過ぎたときは、左記指定の受取場所ではお受け取りができませんから、その場合は、出納局会計課にお申し出ください。

年度		区分		番号	
----	--	----	--	----	--

愛媛県（出納局）

〒790-8570

松山市一番町四丁目4-2

内側に送金通知書があります。

(裏)

領 収 書	収 入 印 紙
表記の金額を領収しました。	
年 月 日	
(受領者)	
住 所	
氏 名	印

代理人がお受け取りになる場合は、債権者が次の委任状に代理人の氏名を記入の上、記名押印してください。なお、その際、領収書欄には、代理人が記名押印してください。

委 任 状
表記の金額を受け取ることを
代理人 { 氏名 } に委任します。
年 月 日
(債権者)
住 所
氏 名
印

- 注1 用紙寸法は、縦152ミリメートル、横310ミリメートルとすること。
- 2 受取場所が指定金融機関又は指定代理金融機関の場合に使用すること。

る事務を担当するものに限る。)並びに県立今治病院
の総務課長

る事務を担当するものに限る。)並びに県立今治病院及び県立
新居浜病院の総務課長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第379号

愛媛県個人情報保護条例第29条第1項の規定による口頭による開示請求をすることができる個人情報(平成14年3月愛媛県告示第701号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成29年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: 改正後 (After Amendment) and 改正前 (Before Amendment). Each column contains a table with 3 columns: 試験等の名称 (Exam Name), 開示する内容 (Disclosure Content), and 口頭による開示請求をすることができる期間/場所 (Oral Request Period/Location). Rows include '海外派遣農業研修生選考' and '農業機械利用技能者技能検定試験'.

○愛媛県告示第380号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、松山港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成29年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 3 columns: 種類 (Type), 位置 (Location), 数量及び能力 (Quantity and Capacity). Rows include '護岸' (Seawall), '岸壁' (Quay Wall), and '臨港道路' (Frontage Road).

Table with 3 columns: 道 路 (Road), 起点 (Start), 延長 (Length) / 終点 (End), 幅員 (Width) / 数量 (Quantity) / 能力 (Capacity). Rows include '道 路' (Road), '軌道走行式荷役機械' (Railway-style handling machinery), '荷さばき地' (Loading area), '船舶給水施設' (Ship water supply facility), and '泊 地' (Berth).

○愛媛県告示第381号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、県営住宅の家賃の収納の事務を次のとおり委託した。

平成29年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 委託した事務の範囲及び内容
県営住宅家賃のうち、県営住宅を退去した者に係る滞納家賃の
収納の事務
- 2 受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ニッテレ債権回収株式会社
東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 3 委託期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

○愛媛県告示第382号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律

第53号）第15条第1項の規定により、次のとおり同項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関に同法第12条第1項及び第2項並びに第13条第2項及び第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を行わせることとした。

平成29年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務
建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部
- 2 行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の開始の日
平成29年4月1日

訓 令

○愛媛県訓令第1号

庁 中 一 般

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県処務細則の一部を改正する訓令

愛媛県処務細則（昭和29年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 職務及び係の事務分掌（第3条 第34条）</p> <p>第4章～第7章 省略</p> <p>附則</p> <p>第13条の3 省略 （県外競技調整監）</p> <p>第13条の4 県外競技調整監は、上司の命を受け、県外において開催される競技の円滑な運営に向け、市町村等関係機関との調整及び県外において開催される競技会の運営の統括に係る事務を処理する。</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 省略</p> <p>第3章 職務及び係の事務分掌（第2条の2 第34条）</p> <p>第4章～第7章 省略</p> <p>附則</p> <p>（特命理事）</p> <p>第2条の2 特命理事は、知事の命を受け、首都圏における特命事項を処理する。</p> <p>第13条の3 省略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第2号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	(5) 措置命令(第47条 _____)				
	(6) 認定の取消し(第48条第1 項_____)				
5~26 省略					
27 要綱 その他の規程 で公表 を要し ないも の施 行に関 する事 務	1 指定、認定、許可、認可、承認、届出、報告等に関する こと。				
	(1) 省略				
	(2) <u>重要なもの</u>				
	ア 高度な判断を要するもの	—			
	イ ア以外のもの		—		
(3) 省略					

- 備考 1 省略
- 2 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。
 (1)~(7) 省略
 (8) 26の部1の項(1)及び(3)
 (9) 27の部1の項(3)ア
- 3~6 省略
- 7 県民環境部防災局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「防災安全統括部長」とする。
 (1)・(2) 省略
 (3) 4の部2の項(3)並びに3の項(5)及び(6)
 (4)~(8) 省略
 (9) 11の部1の項(1)_____、(6)、(11)から(13)まで、(15)及び(19)、2の項(1)_____、(9)から(11)まで及び(13)_____並びに3の項
 (10)~(19) 省略
 (20) 27の部1の項(2)ア
- 8~13 省略

別表第4(第4条関係)

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
県民	1~6 省略					

	(6) 措置命令(第47条、第51 条、政令第11条第2項)					
	(7) 認定の取消し(第48条第1 項、第51条、政令第11条第2 項)					
	(8) 取消しの公示(第48条第2 項、第51条、政令第11条第2 項)				—	
5~26 省略						
27 要綱 その他の規程 で公表 を要し ないも の施 行に関 する事 務	1 指定、認定、許可、認可、承認、届出、報告等に関する こと。					
	(1) 省略					
	(2) <u>重要なもの</u>				—	
	(3) 省略					

- 備考 1 省略
- 2 室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。
 (1)~(7) 省略
 (8) 26の部1の項(3)ア
- 3~6 省略
- 7 県民環境部防災局に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「防災安全統括部長」とする。
 (1)・(2) 省略
 (3) 4の部2の項(3)並びに3の項(6)及び(7)
 (4)~(8) 省略
 (9) 11の部1の項(1)、(6)、(11)から(13)まで、(15)及び(19)、2の項(1)、(2)、(9)から(11)まで、(16)、(27)から(29)まで及び(31)並びに3の項
 (10)~(19) 省略
- 8~13 省略

別表第4(第4条関係)

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
県民	1~6 省略					

策 課							
	4 省略						
	5 省略						
	6 省略						
	7 省略						
	8 省略						
	9 省略						
	10 省略						
	11 省略						
	12 省略						
	13 省略						
	14 省略						
	15 省略						
	16 特定 特殊自 動車排 出ガス の規制 等に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 <u>技術基準適合命令（第18条第1項）</u>				—	
		2 <u>指導及び助言（第28条第2項）</u>					—
		3 <u>報告の徴収（第29条第2項）</u>					—
		4 <u>立入検査（第30条第2項）</u>					—
5 <u>主務大臣への報告（第18条第2項、第28条第3項、第29条第4項、第30条第4項）</u>						—	
17~31 省略							

策 課	<u>ニティ 施策の 推進に 関する 事務</u>	2 基本計画に基づく施策の推進				—
	5 省略					
	6 省略					
	7 省略					
	8 省略					
	9 省略					
	10 省略					
	11 省略					
	12 省略					
	13 省略					
	14 省略					
	15 省略					
	16 省略					
	17~31 省略					

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長 主 幹
循 環 型 社 会 推 進 課	1~4 省略					
	5 ポリ 塩化ビ フェニ ル廃棄 物の適 正な処 理の推 進に関 する特 別措置	1 省略				
		2 <u>代執行に関すること。</u>				
		(1) <u>高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等の措置（第13条第1項）</u>				—
	(2) <u>処分等の措置に要した費用の徴収（第13条第2項）</u>				—	

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			
			知 事	専決者		
				部 長	局 長	課 長 主 幹
循 環 型 社 会 推 進 課	1~4 省略					
	5 ポリ 塩化ビ フェニ ル廃棄 物の適 正な処 理の推 進に関 する特 別措置	1 省略				

法の施行に関する事務					
6～8 省略					

法の施行に関する事務					
6～8 省略					

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
保健福祉課	1～6 省略					
	7 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。				
		(1) 省略				
		(2) 一時評議員及び一時役員 の選任（第42条第2項、第45条の6第2項）				
		(3) 評議員会の招集の許可 （第45条の9第5項）	—			
		(4) 定款の変更の認可（第45条の36第2項）				
		(5) 定款変更の届出の受理 （第45条の36第4項）				
		(6)・(7) 省略				
		(8) 清算人の届出の受理（第46条の6第4項、第5項）				
		(9) 清算結了の届出の受理 （第47条の5）				
		(10) 合併の認可（第50条第3項、第54条の6第2項）	—			
		(11) 社会福祉充実計画の承認 （第55条の2第1項）		—		
		(12) 社会福祉充実計画に係る 必要な助言その他の支援 （第55条の2第8項、第55条の3第3項）			—	
		(13) 関係地方公共団体の長に 対する協力の要請（第55条の2第10項、第55条の3第3項）			—	
		(14) 社会福祉充実計画の変更 の承認（第55条の3第1項）				—
(15) 社会福祉充実計画の変更 の届出の受理（第55条の3第2項）				—		

別表第5（第4条関係）

知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
保健福祉課	1～6 省略					
	7 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。				
		(1) 省略				
		(2) 仮理事及び特別代理人の 選任（第39条の3、第39条の4）				
		(3) 監事からの報告の受理 （第40条）			—	
		(4) 定款の変更の認可（第43条第1項）				
		(5) 定款変更の届出の受理 （第43条第3項）				
		(6)・(7) 省略				
		(8) 清算人の届出の受理（第46条の7）				
		(9) 清算結了の届出の受理 （第47条の3）				
		(10) 合併の認可（第49条第2項）	—			

19 医療計画の策定に必要な他 県との連絡調整（第30条の4 第13項）				
20 医療計画の策定及び変更 に係る意見の聴取（第30条の4 第14項、第15項）				
21 省略				
22 省略				
23 省略				
24 省略				
25 省略				
26 省略				
27 省略				
28 省略				
29 省略				
30 省略				
31 省略				
32 省略				
33 省略				
34 医療法人の事業報告書等 の届出の受理（第52条第1項、 第70条の14）				
35 定款等の閲覧（第52条第2 項、第70条の14）				
36 医療法人等の定款又は寄附 行為の変更の認可及び届出の 受理（第54条の9第3項、第 5項、第70条の18）				
37 医療法人等の解散の認可及 び届出の受理（第55条第6項 から第8項まで、第70条の 15）				
38 清算人の届出の受理（第56 条の6、第70条の15）				
39 清算終了の届出の受理（第 56条の11、第70条の15）				
40 医療法人等の解散等につい ての裁判所への意見の陳述 （第56条の12第4項、第70条 の15）				
41 省略				
42 省略				
43 医療法人等に対する報告の 徴収及び立入調査（第63条第 1項、第70条の20）				
44 医療法人等に対する必要な 措置及び業務の停止の命令並 びに役員解任の勧告（第64 条、第70条の20）				

20 医療計画の策定に必要な他 県との連絡調整（第30条の4 第12項）				
21 医療計画の策定及び変更 に係る意見の聴取（第30条の4 第13項、第14項）				
22 省略				
23 省略				
24 省略				
25 省略				
26 省略				
27 省略				
28 省略				
29 省略				
30 省略				
31 省略				
32 省略				
33 省略				
34 省略				
35 医療法人の事業報告書等 の届出の受理（第52条第1項 _____）				
36 定款等の閲覧（第52条第2 項_____）				
37 医療法人 _____の定款又は寄附 行為の変更の認可及び届出の 受理（第54条の9第3項、第 5項_____）				
38 医療法人 _____の解散の認可及 び届出の受理（第55条第6項 から第8項まで_____ _____）				
39 清算人の届出の受理（第56 条の6_____）				
40 清算終了の届出の受理（第 56条の11_____）				
41 医療法人 _____の解散等につい ての裁判所への意見の陳述 （第56条の12第4項_____ _____）				
42 省略				
43 省略				
44 医療法人 _____に対する報告の 徴収及び立入調査（第63条第 1項_____）				
45 医療法人 _____に対する必要な 措置及び業務の停止の命令並 びに役員解任の勧告（第64 条_____）				

45 省略				
46 省略				
47 弁明を聴取する職員の指名及び弁明の機会の付与（第67条第1項、第70条の23）				
48 医療連携推進認定（第70条第1項、第70条の3第2項、第70条の6、医療法施行令（以下この部において「政令」という。）第5条の15の4第1項）	—			
49 医療連携推進認定に関する事務を行う都道府県知事の決定（第70条の2第5項）			—	
50 医療連携推進業務の実施に支障のないことの確認（第70条の8第3項、第5項）			—	
51 地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可（第70条の19）			—	
52 医療連携推進認定の取消し（第70条の21第1項から第4項まで、第6項、政令第5条の15の4第3項）	—			
53 診療所の病床設置の届出の受理（政令第3条の3）			—	
54 診療所の病床数等の変更の届出の受理（政令第4条第2項）			—	
55 実施計画の変更の認定及び届出の受理（政令第5条の5の4第1項、第3項）				
56 実施計画の実施状況を記載した書類等の受理（政令第5条の5の5）				
57 実施計画の認定の取消し（第64条の2第2項、政令第5条の5の6第1項、第2項）				
58 医療法人の登記の届出の受理（政令第5条の12）				
59 医療法人の役員の変更の届出の受理（政令第5条の13）				
60 医療連携推進認定等についての認定都道府県知事への意見の陳述（政令第5条の15の4）			—	

46 省略				
47 省略				
48 弁明を聴取する職員の指名及び弁明の供与（第67条第1項）				
49 実施計画の変更の認定及び届出の受理（医療法施行令第5条の5の4第1項、第3項）				
50 実施計画の実施状況を記載した書類等の受理（医療法施行令第5条の5の5）				
51 実施計画の認定の取消し（第64条の2第2項、医療法施行令第5条の5の6第1項、第2項）				
52 医療法人の登記の届出の受理（医療法施行令第5条の12）				
53 医療法人の役員の変更の届出の受理（医療法施行令第5条の13）				

2～23 省略					
------------	--	--	--	--	--

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長
薬 務 衛 生 課	1～21 省略					
	22 食鳥 処理の 事業の 規制及 び食鳥 検査に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1・2 省略 3 指定検査機関に関するこ と。 (1) 指定（第21条第1項、第 23条第1項） (2) 変更の届出の処理（第23 条第2項、第3項） (3) 報告の受理（第25条第3 項） (4) 役員の選任及び解任の認 可（第26条第1項） (5) 検査員の選任及び解任の 届出の受理（第26条第2 項） (6) 役員及び検査員の解任命 令（第26条第3項） (7) 業務規程の認可及び変更 認可（第28条第1項） (8) 業務規程の変更命令（第 28条第2項） (9) 事業計画等の認可及び変 更認可（第29条第1項） (10) 事業報告書等の受理（第 29条第2項） (11) 監督命令（第31条） (12) 業務の休廃止の許可（第 32条第1項、第3項） (13) 指定の取消し等（第33 条） (14) 知事による食鳥検査の業 務の実施（第35条第1項、 第2項） (15) 報告の徴収（第37条第2 項） (16) 立入検査（第38条第2 項）				
	23～26 省略					

2～23 省略					
------------	--	--	--	--	--

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分			
			知 事	専 決 者		
				部 長	局 長	課 長
薬 務 衛 生 課	1～21 省略					
	22 食鳥 処理の 事業の 規制及 び食鳥 検査に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1・2 省略				
	23～26 省略					

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				
			知 事	専決者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹
子 育 て 支 援 課	1・2 省略						
	3 省略						
	4 省略						
	5 省略						
	6 児童 福祉法 の施行 に關す る事務	1 省略					
		2 指定児童福祉司養成施設等 に關すること。 (1) 指定(第13条第3項第1 号)					
		(2)~(6) 省略					
		3 福祉の措置に關すること。 (1) 縁組の承諾の許可(第33 条の8第2項、第47条第1 項)					
		(2) 児童福祉施設入所措置費 (医療費に係るものを除 く。)の負担(第50条、第 55条)					
		(3)・(4) 省略					
4 児童健全育成事業の推進に 關すること。 (1) 児童委員の指揮監督(第 17条第4項)							
(2)・(3) 省略							
5~7 省略							
7 省略							
8 省略							
9 省略							

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分				
			知 事	専決者			
				部 長	局 長	課 長	主 幹
子 育 て 支 援 課	1・2 省略						
	3 愛媛 県母子 家庭及 び父子 家庭小 口資金 貸付要 綱(昭 和29年 11月29 日 制 定)の 施行に 關する 事務	1 小口資金の貸付決定、交付 及び償還					
	4 省略						
	5 省略						
	6 省略						
	7 児童 福祉法 の施行 に關す る事務	1 省略					
		2 指定児童福祉司養成施設等 に關すること。 (1) 指定(第13条第2項第1 号)					
		(2)~(6) 省略					
		3 福祉の措置に關すること。 (1) 縁組の承諾の許可(第33 条の7第2項、第47条第1 項)					
		(2) 児童福祉施設入所措置費 (医療費に係るものを除 く。)の負担(第50条及び 第55条)					
(3)・(4) 省略							
4 児童健全育成事業の推進に 關すること。 (1) 児童委員の指揮監督(第 12条第4項)							
(2)・(3) 省略							
5~7 省略							
8 省略							
9 省略							
10 省略							

10	省略					
11	省略					
12	社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。				
		(1) 省略				
		(2) 一時評議員及び一時役員 の選任（第42条第2項、第45条の6第2項）				
		(3) 評議員会の招集の許可 （第45条の9第5項）	—			
		(4) 定款の変更の認可（第45条の36第2項）				
		(5) 定款変更の届出の受理 （第45条の36第4項）				
		(6) 省略				
		(7) 省略				
		(8) 清算人の届出の受理（第46条の6第4項、第5項）				
		(9) 清算結了の届出の受理 （第47条の5）				
		(10) 合併の認可（第50条第3項、第54条の6第2項）				
		(11) 社会福祉充実計画の承認 （第55条の2第1項）	—			
		(12) 社会福祉充実計画に係る 必要な助言その他の支援 （第55条の2第8項、第55条の3第3項）		—		
		(13) 関係地方公共団体の長に 対する協力の要請（第55条の2第10項、第55条の3第3項）	—			
		(14) 社会福祉充実計画の変更 の承認（第55条の3第1項）		—		
		(15) 社会福祉充実計画の変更 の届出の受理（第55条の3第2項）			—	
(16) 社会福祉充実計画の終了 の承認（第55条の4）	—					
(17) 省略						
(18) 省略						
(19) 省略						

11	省略					
12	省略					
13	社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。				
		(1) 省略				
		(2) 仮理事及び特別代理人の 選任（第39条の3、第39条の4）				
		(3) 定款の変更の認可（第43条第1項）				
		(4) 定款変更の届出の受理 （第43条第3項）				
		(5) 省略				
		(6) 省略				
		(7) 清算人の届出の受理（第46条の7）				
		(8) 清算結了の届出の受理 （第47条の3）				
		(9) 合併の認可（第49条第2項）				
		(10) 省略				
		(11) 省略				
(12) 省略						

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	主幹

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	主幹

障 が い 福 祉 課	1 社会 福祉法 の施行 に關す る事務	1 社会福祉法人に関するこ と。				
		(1) 省略				
		(2) 一時評議員及び一時役員 の選任（第42条第2項、第 45条の6第2項）				
		(3) 評議員会の招集の許可 （第45条の9第5項）	—			
		(4) 定款の変更の認可（第45 条の36第2項）				
		(5) 定款変更の届出の受理 （第45条の36第4項）				
		(6) 省略				
		(7) 省略				
		(8) 清算人の届出の受理（第 46条の6第4項、第5項）				
		(9) 清算終了の届出の受理 （第47条の5）				
		(10) 合併の認可（第50条第3 項、第54条の6第2項）				
		(11) 社会福祉充実計画の承認 （第55条の2第1項）	—			
		(12) 社会福祉充実計画に係る 必要な助言その他の支援 （第55条の2第8項、第55 条の3第3項）		—		
		(13) 関係地方公共団体の長に 対する協力の要請（第55条 の2第10項、第55条の3第 3項）		—		
		(14) 社会福祉充実計画の変更 の承認（第55条の3第1 項）			—	
		(15) 社会福祉充実計画の変更 の届出の受理（第55条の3 第2項）				—
		(16) 社会福祉充実計画の終了 の承認（第55条の4）		—		
		(17) 省略				
		(18) 省略				
(19) 省略						
2・3 省略						
4 児童 福祉法 の施行 に關す る事務	1～3 省略					
	4 福祉の措置に関すること。 (1) 障害児入所給付費及び特 定入所障害児食費等給付費 の支弁（第50条第6号の 3）					

障 が い 福 祉 課	1 社会 福祉法 の施行 に關す る事務	1 社会福祉法人に関するこ と。					
		(1) 省略					
		(2) 仮理事及び特別代理人の 選任（第39条の3、第39条 の4）					
		(3) 定款の変更の認可（第43 条第1項）					
		(4) 定款変更の届出の受理 （第43条第3項）					
		(5) 省略					
		(6) 省略					
		(7) 清算人の届出の受理（第 46条の7）					
		(8) 清算終了の届出の受理 （第47条の3）					
		(9) 合併の認可（第49条第2 項）					
		(10) 省略					
		(11) 省略					
		(12) 省略					
		2・3 省略					
		4 児童 福祉法 の施行 に關す る事務	1～3 省略				
			4 福祉の措置に関すること。 (1) 障害児入所給付費及び特 定入所障害児食費等給付費 の支弁（第50条第6号の 4）				

	(2) 高額障害児入所給付費及び障害児入所医療費の支弁 (第50条第6号の3)				
	(3)・(4) 省略				
	5 省略				
	6 障害児通所給付に関する事務等の市町に対する助言等に係る計画の作成			—	
5～11 省略					

	(2) 高額障害児入所給付費及び障害児入所医療費の支弁 (第50条第6号の4)				
	(3)・(4) 省略				
	5 省略				
5～11 省略					

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
長寿介護課	1～3 省略					
	4 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。				
		(1) 省略				
		(2) 一時評議員及び一時役員 の選任(第42条第2項、第45条の6第2項)				
		(3) 評議員会の招集の許可 (第45条の9第5項)	—			
		(4) 定款の変更の認可(第45条の36第2項)				
		(5) 定款変更の届出の受理 (第45条の36第4項)				
		(6) 省略				
		(7) 省略				
		(8) 清算人の届出の受理(第46条の6第4項、第5項)				
		(9) 清算結了の届出の受理 (第47条の5)				
		(10) 合併の認可(第50条第3項、第54条の6第2項)				
		(11) 社会福祉充実計画の承認 (第55条の2第1項)			—	
		(12) 社会福祉充実計画に係る 必要な助言その他の支援 (第55条の2第8項、第55条の3第3項)				—
(13) 関係地方公共団体の長に 対する協力の要請(第55条の2第10項、第55条の3第3項)				—		

組織名	事務の種類	事項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長 主幹
長寿介護課	1～3 省略					
	4 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。				
		(1) 省略				
		(2) 仮理事及び特別代理人の 選任(第39条の3、第39条の4)				
		(3) 定款の変更の認可(第43条第1項)				
		(4) 定款変更の届出の受理 (第43条第3項)				
		(5) 省略				
		(6) 省略				
		(7) 清算人の届出の受理(第46条の7)				
		(8) 清算結了の届出の受理 (第47条の3)				
		(9) 合併の認可(第49条第2項)				

管理等に 係る 債権及 び歳入 等に関 する事 務	2 国の歳入の徴収（会計法第48条）			—
23 地域 再生法 の施行 に關す る事務	1 遊休工場用地等に工業等以外の産業を導入する事業に関する事項の同意（第5条第6項）		—	
	2 地域農林水産業振興施設整備計画の同意（第17条の15第4項）		—	

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
農 地 ・ 担 い 手 対 策 室	1 農業 委員会 等に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 農業委員会ネットワーク機構に関すること。			
		(1) 指定（第42条）		—	
		(2) 業務規程の認可（第44条第1項）			—
		(3) 業務規程の変更の命令（第44条第2項）			—
		(4) 事業計画書及び収支予算書の認可及び変更の認可（第45条第1項）			—
		(5) 事業報告書及び収支決算書の受理（第45条第2項）			—
		(6) 業務の休廃止の許可（第46条）		—	
		(7) 報告の徴収及び立入検査（第48条第1項）			—
		(8) 監督命令（第49条）		—	
	(9) 指定の取消し（第50条）		—		
2 独立 行政法 人農業 者年金 基金法 の施行 に關す る事務	1 市町等農業者年金業務の受託者に対する報告の徴収及び検査の実施（第64条第1項、独立行政法人農業者年金基金法施行令第36条第3項）			—	
3 農村 地域工 業等導 入促進	1 農村地域工業等導入計画に関すること。				
	(1) 県の基本計画の策定（第4条第1項、第6項）	—			

法の施行に関する事務	(2) <u>主務大臣への協議（第4条第5項）</u>	—		
	(3) <u>市町の実施計画の同意（第5条第9項）</u>		—	
4 愛媛県農村地域工業等導入促進条例の施行に関する事務	1 <u>市町の工業等導入計画の承認（第3条第1項）</u>		—	
	2 <u>農村地域工業等導入拠点地域の指定（第4条）</u>		—	
	3 <u>補助及び資金貸付けの助成対象事業の認定（第5条）</u>			—
5 農地法の施行に関する事務	1 <u>農地中間管理権及び利用権を設定すべき旨の裁定（第37条、第40条第1項、第43条第1項、第3項）</u>		—	
	2 <u>都道府県機構の意見聴取（第39条第4項、第43条第2項）</u>		—	
	3 <u>立入調査等（第49条第1項、第3項）</u>			—
	4 <u>報告の要求（第50条）</u>			—
	5 <u>農地に関する情報の利用等（第51条の2）</u>			—
	6 <u>売り渡した土地等の買戻し（農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号。以下この部において「改正法」という。）附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第1条の規定による改正前の農地法第50条第2項、第3項、第55条第2項、第72条第2項、第4項）</u>			—
	7 <u>売り渡した土地等の状況の検査（改正法附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第1条の規定による改正前の農地法第71条）</u>			—
	8 <u>既墾地及び未墾地買収の土地、立木等の売払い（改正法附則第8条第4項によりなおその効力を有するものとされる改正法第1条の規定による改正前の農地法第80条）</u>			—
	9 <u>未墾地の譲与（改正法附則第6条第6項）</u>			—

	10 既墾地及び未墾地の登記 (改正法附則第6条第6項、 農地法施行令等の一部を改正 する政令(平成21年政令第 285号)附則第17条)				—
	11 既墾地及び未墾地買収の土 地、立木等の管理(改正法附 則第8条第1項)				—
	12 農林水産大臣の市町の指定 に関する意見の具申(農地法 施行令第9条第3項)		—		
	13 土地利用に関する他の法令 との調整		—		
6 地域 資源を 活用し た農林 漁業者 等によ る新事 業の創 出等及 び地域 の農林 水産物 の利用 促進に 関する 法律の 施行に 関する 事務	1 総合化事業計画(農地法に 係るものに限る。)に関する こと。				
	(1) 農林水産大臣の認定及び 変更の認定の協議に対する 同意(第5条第7項、第6 条第4項)			—	
	(2) 農林水産大臣の認定及び 変更の認定についての関係 農業委員会の意見聴取(地 域資源を活用した農林漁業 者等による新事業の創出等 及び地域の農林水産物の利 用促進に関する法律施行令 (以下この部において「政 令」という。)第1条)				—
	2 研究開発・成果利用事業計 画に関すること。				
	(1) 主務大臣の認定及び変更 の認定の協議に対する同意 (第7条第5項、第8条第 4項)			—	
	(2) 主務大臣の認定及び変更 の認定についての関係農業 委員会の意見聴取(政令第 1条)				—
7 農業 振興地 域の整 備に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 農用地等の確保等に関する 基本指針に対する意見の具申 (第3条の2第3項)		—		
	2 関係市町の意見の聴取(第 3条の2第4項)		—		
	3 農業振興地域基本方針の作 成及び変更(第4条第1項、 第7項、第5条第1項、第3 項)	—			
	4 農林水産大臣との協議(第 4条第5項、第5条第3項)	—			

	5 農業振興地域の指定、区域の変更及び指定の解除に関すること（第6条第1項、第4項から第6項まで、第7条）。			
	(1) 指定、区域の変更及び指定の解除（(2)に掲げるものを除く。）	—		
	(2) 都市計画法の市街化区域又は用途地域の決定及び変更に伴う区域の変更		—	
	(3) 関係市町との協議	—		
	6 農用地利用計画の審査の申立てに対する裁決（第11条第5項）	—		
	7 土地利用についての調停案の作成及び受諾の勧告（第15条）	—		
8 国有農地の管理等に係る債権及び歳入等に関する事務	1 国の債権の管理等（会計法第48条）		—	
	2 国の歳入の徴収（会計法第48条）		—	
9 地域再生法の施行に関する事務	1 遊休工場用地等に工業等以外の産業を導入する事業に関する事項の同意（第5条第6項）	—		
	2 地域農林水産業振興施設整備計画の同意（第17条の27第4項）	—		
10 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に関する事務	1 農地中間管理事業の推進に関する基本方針の作成及び変更（第3条第1項、第4項、第5項）	—		
	2 農地中間管理機構に関すること。			
	(1) 指定（第4条、第5条第1項、第31条）	—		
	(2) 名称若しくは住所又は農地中間管理事業を行う事務所所在地の変更の届出の受理（第5条第2項、第3項、第31条）			—
	(3) 農地中間管理事業評価委員会委員の認可（第6条第3項、第31条）	—		

	(4) <u>役員の選任及び解任の認可並びに解任命令（第7条、第31条）</u>		—	
	(5) <u>事業規程の認可及び変更の認可並びに変更命令（第8条第1項、第5項、第31条）</u>			—
	(6) <u>事業計画等の認可及び変更の認可（第9条第1項、第31条）</u>			—
	(7) <u>事業報告書等の受理（第9条第4項、第31条）</u>			—
	(8) <u>農地中間管理事業に関する監督命令（第13条）</u>		—	
	(9) <u>農地中間管理事業の休止の認可（第14条第1項、第3項、第31条）</u>		—	
	(10) <u>指定の取消し（第15条、第31条）</u>		—	
	(11) <u>農用地利用配分計画の認可（第18条第1項、第5項）</u>		—	
	(12) <u>農用地利用配分計画認可申請の公告及び縦覧（第18条第3項）</u>			—
	(13) <u>農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除の承認（第20条、第21条第2項）</u>		—	
	(14) <u>業務の委託の承認（第22条第2項）</u>			—
	(15) <u>報告徴収及び立入検査（第30条第1項、第2項）</u>			—
	(16) <u>農地中間管理事業の運営に関する指導</u>		—	
11 農業経営基盤強化促進法の施行に関する事務	1 <u>農業経営基盤強化促進基本方針に関すること。</u>			
	(1) <u>作成及び変更（第5条第1項、第5項、第7項）</u>		—	
	(2) <u>農業委員会ネットワーク機構及び関係者の意見の聴取（第5条第6項）</u>			—
	2 <u>農地中間管理機構の事業の特例に関すること。</u>			
	(1) <u>特例事業規程の承認並びに変更及び廃止の承認（第8条第1項、第4項、第9条）</u>		—	

		(2) 特例事業規程の承認の取消し(第10条)		—	
		(3) 農地中間管理機構の特例事業の運営に関する指導			—
		3 農業経営基盤の強化を促進するための措置の円滑な実施に必要な助言及び指導(第31条)			—
12 愛媛県立農業大学校に関する事務	1	農業大学校の教育の基本方針の決定			—
	2	農業大学校の運営			—
13 農業の機械化に関する事務	1	農業機械の有効利用の促進及び指導			—
	2	農作業の安全対策の指導			—
	3	農業機械の流通に関すること。			—

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農業経済課	1 農業協同組合の施行に関する事務	1~24 省略			
		25 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(以下この部 _____ において「改正法」という。)附則第9条の規定によりなお存続するものとされた全国農業協同組合中央会の監査実施計画に対する意見の具申(改正法附則第10条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第1条の規定による改正前の農業協同組合法(以下この部において「旧法」という。)第73条の27第1項)			
	26~40 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農業経済課	1 農業協同組合の施行に関する事務	1~24 省略			
		25 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(以下この部及び2の部において「改正法」という。)附則第9条の規定によりなお存続するものとされた全国農業協同組合中央会の監査実施計画に対する意見の具申(改正法附則第10条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第1条の規定による改正前の農業協同組合法(以下この部において「旧法」という。)第73条の27第1項)			
	26~40 省略				
2 改正法附則第46条第1項の規定によりなおその効力を有す		1 農業倉庫業の認可(第6条、第26条第1項)			—
		2 農業倉庫業務規程の変更の認可(第13条、第26条第1項)			—
		3 農業倉庫収容力の変更並びに農業倉庫事業の休止、廃止及び再開の届出の処理(農業協同組合法等の一部を改正す			—

	2 省略				
	3 省略				
	4 省略				
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
	11 省略				
	12 省略				

	るもの とされ た改正 法第6 条の規 定によ る廃止 前の農 業倉庫 業法の 施行に 関する 事務	る等の法律の施行に伴う農林 水産省関係省令の整備に關す る省令（以下この項において 「改正省令」という。）附則 第2条の規定によりなおその 効力を有するものとされた改 正省令第1条の規定による廃 止前の農業倉庫業法施行規則 第13条、第14条）			
	3 省略				
	4 省略				
	5 省略				
	6 省略				
	7 省略				
	8 省略				
	9 省略				
	10 省略				
	11 省略				
	12 省略				
	13 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農地整備課	1～5 省略				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
農地整備課	1～5 省略				
	6 中山 間地域 等直接 支払交 付金実 施要領 （平成 12年4 月1日 付け農 林水産 事務次 官通知）の 施行に 関する 事務	1 特認地域及び特認基準に關 すること。 (1) 設定及び変更（第4、中 山間地域等直接支払交付金 実施要領の運用について （平成12年4月1日付け農 林水産省構造改善局長通 知。以下この部において 「運用通知」という。）第 3の12） (2) 農村振興局長との協議 （第4、運用通知第3の 12）			—
		2 緩傾斜農用地のガイドライ ンの策定（第4の2、運用通 知第3の9）		—	
		3 交付金の交付実績の報告 （第11）			—

8	省略			
9	省略			
10	省略			
11	省略			
12	省略			
13	省略			
14	省略			
15	省略			
16	省略			
17	省略			
18	省略			

8	果汁競争力強化型実施計画の調整（第4）			—
9	自然災害被害果実加工利用促進等対策事業実施計画の調整（第6）			—
10	県果実生産出荷安定協議会からの指定果実に係る果樹産地構造改革計画に関する協議（第12）		—	
11	県果実生産出荷安定協議会からの指定果実に係る協議事項（果樹産地構造改革計画に関する事項を除く。）の調整（第12）			—
9	省略			
10	省略			
11	省略			
12	省略			
13	省略			
14	省略			
15	省略			
16	省略			
17	省略			
18	省略			
19	省略			

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
担 い 手 ・ 農 地 保 全 対 策 室	1 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行に関する事務	1 農地中間管理事業の推進に関する基本方針の作成及び変更（第3条第1項、第4項、第5項）		—	
		2 農地中間管理機構に関すること。			
		(1) 指定（第4条、第5条第1項、第31条）		—	
		(2) 名称若しくは住所又は農地中間管理事業を行う事務所の所在地の変更の届出の受理（第5条第2項、第3項、第31条）			—
		(3) 農地中間管理事業評価委員会委員の認可（第6条第3項、第31条）		—	
		(4) 役員の選任及び解任の認可並びに解任命令（第7条、第31条）		—	

		(5) <u>事業規程の認可及び変更の認可並びに変更命令（第8条第1項、第5項、第31条）</u>			—
		(6) <u>事業計画等の認可及び変更の認可（第9条第1項、第31条）</u>			—
		(7) <u>事業報告書等の受理（第9条第4項、第31条）</u>			—
		(8) <u>農地中間管理事業に関する監督命令（第13条）</u>		—	
		(9) <u>農地中間管理事業の休止の認可（第14条第1項、第3項、第31条）</u>		—	
		(10) <u>指定の取消し（第15条、第31条）</u>		—	
		(11) <u>農用地利用配分計画の認可（第18条第1項、第5項）</u>		—	
		(12) <u>農用地利用配分計画認可申請の公告及び縦覧（第18条第3項）</u>			—
		(13) <u>農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除の承認（第20条、第21条第2項）</u>		—	
		(14) <u>業務の委託の承認（第22条第2項）</u>			—
		(15) <u>報告徴収及び立入検査（第30条第1項、第2項）</u>			—
		(16) <u>農地中間管理事業の運営に関する指導</u>			—
	2 農業 経営基 盤強化 促進法 の施行 に関す る事務	1 <u>農業経営基盤強化促進基本方針の作成及び変更（第5条第1項、第5項、第7項）</u>		—	
		2 <u>農業経営基盤強化促進基本方針の作成及び変更についての農業委員会ネットワーク機構及び関係者の意見の聴取（第5条第6項）</u>			—
		3 <u>農地中間管理機構の事業の特例に関すること。</u>			
		(1) <u>特例事業規程の承認並びに変更及び廃止の承認（第8条第1項、第4項、第9条）</u>		—	
		(2) <u>特例事業規程の承認の取消し（第10条）</u>		—	

に関する 事務	(2) 支援を行う必要がある地域の指定に係る農林水産大臣への意見の具申（第5条第6項）				
	2 催物の開催の停止等の要請（第12条）				

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
林業 政策 課	1～6 省略					
	7 森林組合法の施行に関する事務	1 森林組合に関すること。				
		(1) 森林組合の設立、解散の決議及び合併の認可（第78条第1項、第80条第1項、第83条第2項、第3項、第84条第2項、第3項）				
		(2) 報告の要求（第78条第2項、第83条第3項、第84条第3項）				
		(3) 認可に関する証明（第80条第2項、第5項、第83条第3項、第84条第3項）				
		(4) 解散の届出の受理（第83条第5項）				
		2 生産森林組合に関すること。				
	(1) 生産森林組合の設立、解散の決議、合併及び組織変更の認可（第80条第1項、第83条第2項、第3項、第84条第2項、第3項、第100条第3項、第4項、第100条の8、第100条の16、第100条の18、第100条の22第1項、第3項、第100条の24）					
(2) 報告の要求（第78条第2項、第100条の8第2項、第100条の18、第100条の24）						

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	専決者		
				部長	局長	課長
林業 政策 課	1～6 省略					
	7 森林組合法の施行に関する事務	1 森林組合及び生産森林組合の設立、解散の決議及び合併の認可				
		(1) 森林組合の設立、解散の決議及び合併の認可（第78条、第79条、第83条第2項、第3項、第84条第2項、第3項）				
	(2) 生産森林組合の設立、解散の決議及び合併の認可（第79条、第83条第2項、第3項、第84条第2項、第3項、第100条第3項、第4項）					

	(3) 認可に関する証明（第80条第2項、第5項、第100条の8第2項、第100条の18、第100条の24）									
	(4) 市町との協議（第100条の22第2項）									
	3 省略									
	4 省略									
	5 森林組合の信託規程、共済規程、林地処分事業実施規程及び森林経営規程の承認の取消し（第113条第3項）									
	6 省略									
	7 省略									
8 国立 研究開 発法人 森林研 究・整 備機構 法の施 行に関 する事 務	1 森林保険に関する業務の受託（第15条第1項）									
9～16 省略										

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
建築住宅課	1 建築基準法の施行に関する事務	1 建築主事及び建築審査会に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 建築審査会に対する諮問に係る措置（第3条第1項第3号、第4号、第12条第2項、第4項、第42条第6項、第43条第1項、第44条第1項第2号、第2項、第46条第1項、第47条、第48条第14項、第52条第15項、第53条第7項、第53条の2第4項、第55条第4項、第56条の2第1項、第57条の4第2項、第59条第5項、第59条の2第2項、第60条の2第7項、第67条の3第10項、第68条第6項、第68			

別表第8（第4条関係）

知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			知事	専決者	
				部長	局長
建築住宅課	1 建築基準法の施行に関する事務	1 建築主事及び建築審査会に関すること。			
		(1) 省略			
		(2) 建築審査会に対する諮問に係る措置（第3条第1項第3号、第4号、第42条第6項、第43条第1項、第44条第1項第2号、第2項、第46条第1項、第47条、第48条第14項、第52条第15項、第53条第7項、第53条の2第4項、第55条第4項、第56条の2第1項、第57条の4第2項、第59条第5項、第59条の2第2項、第60条の2第7項、第67条の3第10項、第68条第6項、第68			

	条の3第5項、第68条の5 の3第3項、第68条の7第 2項、第6項、第86条第5 項、第86条の2第5項)				
	2 違反建築物の措置等に関する こと。				
	(1)~(4) 省略				
	(5) 定期点検対象の除外の指 定(第12条第2項、第4 項)	—			
	(6) 省略				
	3~6 省略				
2~20 省略					

	条の3第5項、第68条の5 の3第3項、第68条の7第 2項、第6項、第86条第5 項、第86条の2第5項)				
	2 違反建築物の措置等に関する こと。				
	(1)~(4) 省略				
	(5) 省略				
	3~6 省略				
2~20 省略					

別表第10(第4条関係)

知事の権限に属する出納局関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				出 納 局 長	課 長
出 納 局	1・2 省略				
	3 地方 自治法 の施行 に関する 事務	1・2 省略 3 指定金融機関等の指定等 (第235条第1項、地方自治 法施行令第168条第1項、第 3項、第4項 __) 4 指定金融機関の意見聴取 (地方自治法施行令第168条 第7項)	—		
	4~6 省略				

別表第10(第4条関係)

知事の権限に属する出納局関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				出 納 局 長	課 長
出 納 局	1・2 省略				
	3 地方 自治法 の施行 に関する 事務	1・2 省略 3 指定金融機関等の指定等 (第235条第1項、地方自治 法施行令第168条第1項、第 3項、第4項、第7項、第8 項、愛媛県会計規則第192 条)			
	4~6 省略				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第3号

庁 中 一 般
地 方 局

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 4月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

(3) 自動車税の身体障害者等に係る減免の審査に関すること。

(4) 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の交付に関すること。

(土木事務所各課の所掌事務)

第8条 地方局の土木事務所(以下「土木事務所」という。)各課の所掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1)~(9) 省略

(10) 削除

(11) 省略

用地管理課

(1)~(9)の2 省略

(9)の3 通送車の運行及び通送車に乘車し、通送の業務に従事する職員(以下「通送員」という。)の管理に関すること(____南予地方局愛南土木事務所に限る。)

(10) 省略

省略

2 省略

(職務)

第12条 省略

2 省略

3 支局長は、上司の命を受け、特命事項を処理するとともに、支局務を掌理し、総務県民室及び税務室に属する職員を指揮監督する。

4~29 省略

(地方局長に対する事務の委任)

第13条 省略

2 地方局長に委任する事務のうち、総務企画部及び支局に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)~(17) 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)~(18) 省略

(18)の2 社会福祉法第42条第2項の規定に基づく社会福祉法人の一時評議員の職務を行うべき者の選任に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。)

(18)の3 社会福祉法第45条の6第2項の規定に基づく社会福祉法人の一時役員職務を行うべき者の選任に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。)

(18)の4 社会福祉法第45条の9第5項の規定に基づく社会福祉法人の評議員会の招集の許可に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人____

____)に係るものを除く。)

(18)の5 社会福祉法第45条の36第2項の規定に基づく社会福祉法

(土木事務所各課の所掌事務)

第8条 地方局の土木事務所(以下「土木事務所」という。)各課の所掌事務は、次のとおりとする。

管理課

(1)~(9) 省略

(10) 通送車の運行及び通送車に乘車し、通送の業務に従事する職員(以下「通送員」という。)の管理に関すること(東予地方局今治土木事務所に限る。)

(11) 省略

用地管理課

(1)~(9)の2 省略

(9)の3 通送車の運行及び通送車に乘車し、通送の業務に従事する職員(以下「通送員」という。)の管理に関すること(東予地方局四国中央土木事務所及び南予地方局愛南土木事務所に限る。)

(10) 省略

省略

2 省略

(職務)

第12条 省略

2 省略

3 支局長は、上司の命を受け____、支局務を掌理する____。

4~29 省略

(地方局長に対する事務の委任)

第13条 省略

2 地方局長に委任する事務のうち、総務企画部____に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)~(17) 省略

3 地方局長に委任する事務のうち、健康福祉環境部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)~(18) 省略

(18)の2 社会福祉法第39条の3____の規定に基づく社会福祉法人の仮理事____の選任に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。)

(18)の3 社会福祉法第39条の4____の規定に基づく社会福祉法人の特別代理人____の選任に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。)

(18)の4 社会福祉法第40条____の規定に基づく監事からの報告の受理____に関すること(行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設(同法第62条第1項に規定する社会福祉施設(養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。)並びに保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに限る。以下この項において同じ。)を設置する社会福祉法人に係るものを除く。)

(18)の5 社会福祉法第43条第1項____の規定に基づく社会福祉法

人の定款の変更の認可に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の6 社会福祉法第45条の36第4項の規定に基づく社会福祉法人の定款の変更の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の7・(18)の8 省略

(18)の9 社会福祉法第46条の6第4項及び第5項の規定に基づく清算人の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の10 社会福祉法第47条の5の規定に基づく清算終了の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の11 社会福祉法第50条第3項及び第54条の6第2項の規定に基づく法人の合併の認可に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の11の2 社会福祉法第55条の2第1項の規定に基づく社会福祉充実計画の承認に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の11の3 社会福祉法第55条の2第8項及び第55条の3第3項の規定に基づく社会福祉充実計画に係る必要な助言その他の支援に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の11の4 社会福祉法第55条の2第10項及び第55条の3第3項の規定に基づく関係地方公共団体の長に対する協力の要請に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の11の5 社会福祉法第55条の3第1項の規定に基づく社会福祉充実計画の変更の承認に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の11の6 社会福祉法第55条の3第2項の規定に基づく社会福祉充実計画の変更の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の11の7 社会福祉法第55条の4の規定に基づく社会福祉充実計画の終了の承認に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の12 社会福祉法第56条第1項の規定に基づく社会福祉法人に対する報告の徴収及び立入検査に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設（同法第62条第1項に規定する社会福祉施設（養護老人ホーム及び軽費老人ホームを除く。）並びに保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び児童家庭支援センターに限る。以下この項において同じ。）を設置する社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の13～(68)の8 省略

(68)の8の2 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第30条第5項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に関すること。

(68)の9～(10) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4)の18 省略

人の定款の変更の認可に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の6 社会福祉法第43条第3項 の規定に基づく社会福祉法人の定款の変更の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の7・(18)の8 省略

(18)の9 社会福祉法第46条の7 の規定に基づく清算人の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の10 社会福祉法第47条の3の規定に基づく清算終了の届出の受理に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の11 社会福祉法第49条第2項 の規定に基づく法人の合併の認可に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の12 社会福祉法第56条第1項の規定に基づく社会福祉法人に対する報告の徴収及び立入検査に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる社会福祉法人及び2以上の社会福祉施設

_____ を設置する社会福祉法人に係るものを除く。）。

(18)の13～(68)の8 省略

(68)の9～(10) 省略

4 地方局長に委任する事務のうち、産業経済部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4)の18 省略

(4)の18の2 農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け農林水産事務次官依命通知）第3の1の(4)の規定に基づく認定新規就農者への貸付けに関する意見書の作成又は確認書の提出に関すること。

(4)の19～(18)の3 省略

(18)の4 森林法第10条の11の2第1項、第10条の11の3第1項、第10条の11の5第1項並びに第10条の11の6第1項及び第3項の規定に基づく分収育林契約を締結すべき旨等の裁定に関すること。

(18)の5 削除

(18)の6 省略

(18)の7 森林法第10条の12の4及び第10条の12の6第1項の規定に基づく不確知立木持分等を取得すべき旨の裁定に関すること。

(19)～(26) 省略

(27) 森林組合法第10条第1項及び第3項の規定に基づく森林組合の信託規程の制定及び改廃の承認に関すること。

(27)の2 森林組合法第10条第4項の規定に基づく森林組合の信託規程の変更の届出の受理に関すること。

(28) 森林組合法第19条第1項及び第3項の規定に基づく森林組合の共済規程の制定及び改廃の承認に関すること。

(28)の2 森林組合法第19条第4項の規定に基づく森林組合の共済規程の変更の届出の受理に関すること。

(29) 森林組合法第24条第1項及び第3項の規定に基づく森林組合の林地処分事業実施規程の制定及び改廃の承認に関すること。

(29)の2 森林組合法第24条第4項の規定に基づく森林組合の林地処分事業実施規程の変更の届出の受理に関すること。

(29)の3 森林組合法第26条の3第1項及び第3項の規定に基づく出資組合の森林経営規程の制定及び改廃の承認に関すること。

(29)の4 森林組合法第26条の3第4項の規定に基づく出資組合の森林経営規程の変更の届出の受理に関すること。

(30)～(32)の2 省略

(32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア～ソ 省略

タ 知事の承認を得た愛媛県中山間地域等直接支払交付金

チ 知事の承認を得た愛媛県中山間地域等直接支払推進交付金

ツ 知事の承認を得た効率的野菜生産流通改革モデル事業費補助金

テ 知事の承認を得た薬用作物生産流通体制支援事業費補助金

(33)～(44) 省略

(45) 国立研究開発法人森林研究・整備機構法第15条第1項の規定に基づき委託を受けた業務を行うこと。

(46)～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に

(4)の19～(18)の3 省略

(18)の4 森林法第10条の11の3第1項の規定に基づく裁定の申請に係る公告及び通知に関すること。

(18)の5 森林法第10条の11の4第1項（同法第10条の11の6第2項において準用する場合を含む。）、第10条の11の5第1項及び第10条の11の6第3項の規定に基づく分収育林契約等を締結すべき旨の裁定に関すること。

(18)の6 省略

(19)～(26) 省略

(27) 森林組合法第10条 _____ の規定に基づく森林組合の信託規程の制定及び改廃の承認に関すること。

(28) 森林組合法第19条 _____ の規定に基づく森林組合の共済規程の制定及び改廃の承認に関すること。

(29) 森林組合法第24条 _____ の規定に基づく森林組合の林地処分事業実施規程の制定及び改廃の承認に関すること。

(30)～(32)の2 省略

(32)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア～ソ 省略

(33)～(44) 省略

(45) 国立研究開発法人森林総合研究所法第12条第1項 _____ の規定に基づき委託を受けた業務を行うこと。

(46)～(68) 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に

定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(60)の37 省略

(60)の38から(60)の47まで 削除

(60)の48～(60)の61 省略

(60)の61の2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定に基づく軽微な変更に係る書面の交付に関すること。

(60)の61の3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第8条の規定に基づく指導及び助言に関すること。

(60)の61の4 建築物省エネ法第12条第1項及び第2項並びに第13条第2項及び第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関すること。

(60)の61の5 建築物省エネ法第12条第3項及び第5項並びに第13条第4項及び第6項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る通知書の交付に関すること。

(60)の61の6 建築物省エネ法第12条第4項及び第13条第5項の規定に基づく期間の延長及び延長に係る通知書の交付に関すること。

(60)の61の7 建築物省エネ法第14条第1項、第16条第2項及び第19条第3項の規定に基づく必要な措置の命令に関すること。

(60)の61の8 建築物省エネ法第14条第2項の規定に基づく必要な措置の要請に関すること。

(60)の61の9 建築物省エネ法第15条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの受理に関すること。

(60)の61の10 建築物省エネ法第16条第1項及び第19条第2項の規定に基づく必要な措置の指示に関すること。

(60)の61の11 建築物省エネ法第16条第3項及び第20条第3項の規定に基づく国等の機関の長に対する協議に関すること。

(60)の61の12 建築物省エネ法第17条第1項、第21条第1項及び第38条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1)～(60)の37 省略

(60)の38 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネルギー法」という。）第74条第1項の規定に基づく指導及び助言に関すること。

(60)の39 省エネルギー法第75条第1項の規定に基づく第一種特定建築物に係る届出及び変更の届出の受理に関すること。

(60)の40 省エネルギー法第75条第2項の規定に基づく第一種特定建築物に係る変更指示に関すること。

(60)の41 省エネルギー法第75条第5項の規定に基づく第一種特定建築物に係る定期報告の受理に関すること。

(60)の42 省エネルギー法第75条第6項（省エネルギー法第75条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定建築物の維持保全の勧告に関すること。

(60)の43 省エネルギー法第75条の2第1項の規定に基づく第二種特定建築物に係る届出及び変更の届出の受理に関すること。

(60)の44 省エネルギー法第75条の2第2項の規定に基づく第二種特定建築物に係る必要な措置の勧告に関すること。

(60)の45 省エネルギー法第75条の2第3項の規定に基づく第二種特定建築物に係る定期報告の受理に関すること。

(60)の46 省エネルギー法第76条第3項の規定に基づく建築物調査の結果報告の受理に関すること。

(60)の47 省エネルギー法第87条第10項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

(60)の48～(60)の61 省略

(60)の61の13 建築物省エネ法第19条第1項の規定に基づく届出の受理に関すること。

(60)の61の14 建築物省エネ法第20条第2項の規定に基づく通知の受理に関すること。

(60)の62 _____
建築物省エネ法 _____ 第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関すること。

(60)の63～(60)の69 省略

(60)の70 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条及び第29条の規定に基づく軽微な変更に係る書面の交付に関すること。

(60)の71～(76) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、総務企画部及び支局に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(36) 省略

3・4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9)の9 省略

(9)の10 削除

(9)の11～(52) 省略

6～9 省略

(支局長の専決事項)

第15条 次項及び第3項に定めるもののほか、支局長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1) 支局長並びに総務県民室及び税務室に属する職員の出張(支局長の県外出張を除く。)に関すること。

(2) 支局長並びに総務県民室及び税務室に属する職員の休暇、育児休業等その他服務に関すること。

(3) 総務県民室及び税務室の公文書の公開に関すること(公文書の公開の請求に対する決定又は当該請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)

(4) 総務県民室及び税務室の個人情報取扱事務の登録に関すること。

(5) 総務県民室及び税務室の個人情報の開示、訂正及び利用停止に関すること(個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定又はこれらの請求に係る不作為についての審査請求に関するものを除く。)

2・3 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(2)の5 省略

(2)の6 送送車の運行及び送送員の管理に関すること(_____

(60)の62 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下「建築物省エネ法」という。)第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関すること。

(60)の63～(60)の69 省略

(60)の70 建築物省エネ法第38条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

(60)の71～(76) 省略

6 省略

(地方局長の専決事項)

第14条 省略

2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、総務企画部 _____ に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(36) 省略

3・4 省略

5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(9)の9 省略

(9)の10 農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け農林水産事務次官依命通知)第3の1の(4)の規定に基づく認定新規就農者への貸付けに関する意見書の作成又は確認書の提出に関すること。

(9)の11～(52) 省略

6～9 省略

(支局長の専決事項)

第15条 次項及び第3項に定めるもののほか、支局長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1) 支局長 _____ の出張(_____ 県外出張を除く。)に関すること。

(2) 支局長 _____ の休暇、育児休業等その他服務に関すること。

2・3 省略

(土木事務所長等の専決事項)

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

(1)～(2)の5 省略

(2)の6 送送車の運行及び送送員の管理に関すること(東予地方

南予地方
局大洲土木事務所及び南予地方局愛南土木事務所に限る。)。

(2)の7～(13)の42 省略

(13)の43から(13)の52まで 削除

(13)の53～(13)の66 省略

(13)の66の2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の規定に基づく軽微な変更に係る書面の交付に関すること。

(13)の66の3 建築物省エネ法第8条の規定に基づく指導及び助言に関すること。

(13)の66の4 建築物省エネ法第12条第1項及び第2項並びに第13条第2項及び第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関すること。

(13)の66の5 建築物省エネ法第12条第3項及び第5項並びに第13条第4項及び第6項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る通知書の交付に関すること。

(13)の66の6 建築物省エネ法第12条第4項及び第13条第5項の規定に基づく期間の延長及び延長に係る通知書の交付に関すること。

(13)の66の7 建築物省エネ法第14条第1項、第16条第2項及び第19条第3項の規定に基づく必要な措置の命令に関すること。

(13)の66の8 建築物省エネ法第14条第2項の規定に基づく必要な措置の要請に関すること。

(13)の66の9 建築物省エネ法第15条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の写しの受理に関すること。

(13)の66の10 建築物省エネ法第16条第1項及び第19条第2項の規定に基づく必要な措置の指示に関すること。

(13)の66の11 建築物省エネ法第16条第3項及び第20条第3項の規定に基づく国等の機関の長に対する協議に関すること。

(13)の66の12 建築物省エネ法第17条第1項、第21条第1項及び第38条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

(13)の66の13 建築物省エネ法第19条第1項の規定に基づく届出の

局四国中央土木事務所、東予地方局今治土木事務所、南予地方局大洲土木事務所及び南予地方局愛南土木事務所に限る。)。

(2)の7～(13)の42 省略

(13)の43 省エネルギー法第74条第1項の規定に基づく建築物に係る指導及び助言に関すること。

(13)の44 省エネルギー法第75条第1項の規定に基づく第一種特定建築物に係る届出及び変更の届出の受理に関すること。

(13)の45 省エネルギー法第75条第2項の規定に基づく第一種特定建築物に係る変更指示に関すること。

(13)の46 省エネルギー法第75条第5項の規定に基づく第一種特定建築物に係る定期報告の受理に関すること。

(13)の47 省エネルギー法第75条第6項(省エネルギー法第75条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく特定建築物の維持保全の勧告に関すること。

(13)の48 省エネルギー法第75条の2第1項の規定に基づく第二種特定建築物に係る届出及び変更の届出の受理に関すること。

(13)の49 省エネルギー法第75条の2第2項の規定に基づく第二種特定建築物に係る必要な措置の勧告に関すること。

(13)の50 省エネルギー法第75条の2第3項の規定に基づく第二種特定建築物に係る定期報告の受理に関すること。

(13)の51 省エネルギー法第76条第3項の規定に基づく建築物調査の結果報告の受理に関すること。

(13)の52 省エネルギー法第87条第10項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

(13)の53～(13)の66 省略

受理に関すること。

(13)の66の14 建築物省エネ法第20条第2項の規定に基づく通知の

受理に関すること。

(13)の67～(13)の74 省略

(13)の75 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条及び第29条の規定に基づく軽微な変更に係る書面の交付に関すること。

(13)の76～(26)の16 省略

2～4 省略

(13)の67～(13)の74 省略

(13)の75 建築物省エネ法第38条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

(13)の76～(26)の16 省略

2～4 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第4号

地 方 局

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(代 決 者)				(代 決 者)			
第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。				第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。			
区分	決裁者	代決者		区分	決裁者	代決者	
		第1次代決者	第2次代決者			第1次代決者	第2次代決者
局長の権限に属する事務	局長	部長又は支局長 (総務県民室及び税務室に係る事務に限る。)	省略	局長の権限に属する事務	局長	部長_____	省略
	省略				省略		
省略				省略			
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項				局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項			
省略				省略			
備考 1・2 省略				備考 1・2 省略			
3 総務県民室又は税務室に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。				3 総務県民室_____に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「課長」とあるのは、「室長」とする。			
(1)～(4) 省略				(1)～(4) 省略			
4～7 省略				4～7 省略			
8 支局長の専決処理すべき事務に係る次に掲げるこの表_____の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「支局長」とする。				8 支局長の専決処理すべき事務に係るこの表1の部2の項及び5の項並びに4の部1の項の規定の適用については、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは、「支局長」とする。			
(1) 1の部2の項及び5の項				(1) 1の部2の項及び5の項			
(2) 2の部1の項から4の項まで				(2) 2の部1の項から4の項まで			
(3) 3の部1の項から5の項まで及び7の項				(3) 3の部1の項から5の項まで及び7の項			
(4) 4の部1の項(1)ウ(ア)及び(イ)				(4) 4の部1の項(1)ウ(ア)及び(イ)			
(5) 8の部3の項(2)				(5) 8の部3の項(2)			

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務及び支局関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域政策課	1 省略				
	2 管内の地域の振興に関する事務	1 施策の総合企画及び総合調整に関すること。			
		(1) 管内の総合調整を要するもの	—		
		(2) その他のもの		—	
	2～4 省略				
3～11 省略					

備考 総務県民室においては、地域政策課の表2の部1の項(2)及び4の項(2)、6の部2の項、7の部1の項(2)並びに8の部1の項の事務について、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
税務課	省略				

備考 1～3 省略

4 税務室においては、この表3の部5の項(1)に掲げる事務については、同表組織名の欄中「税務課」とあるのは「税務室」とし、同表決裁区分の欄中「部長」とあるのは「支局長」として、同表の規定を適用する。

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域福祉課	1 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。			
		(1) 一時評議員及び一時役員を選任（第42条第2項、第45条の6第2項）			
		(2) 評議員会の招集の許可（第45条の9第5項）	—		
		(3) 定款の変更の認可（第45条の36第2項）			

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務 _____ に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域政策課	1 省略				
	2 管内の地域の振興に関する事務	1 施策の総合企画及び総合調整に関すること。	—		
		2～4 省略			
3～11 省略					

備考 総務県民室においては、地域政策課の表2の部4の項(2)、6の部2の項、7の部1の項(2)及び8の部1の項の事務について、同表組織名の欄中「総務県民課」とあるのは「総務県民室」とし、同表決裁区分の欄中「局長」及び「部長」とあるのは「支局長」として、同表の規定を適用する。

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
税務課	省略				

備考 1～3 省略

別表第3（第4条関係）

局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
地域福祉課	1 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法人に関すること。			
		(1) 仮理事及び特別代理人の選任（第39条の3、第39条の4）			
		(2) 監事からの報告の受理（第40条）		—	
		(3) 定款の変更の認可（第43条第1項）			

	(4) 定款変更の届出の受理(第45条の36第4項)								(4) 定款変更の届出の受理(第43条第3項)								
	(5)・(6) 省略								(5)・(6) 省略								
	(7) 清算人の届出の受理(第46条の6第4項、第5項)								(7) 清算人の届出の受理(第46条の7)								
	(8) 清算終了の届出の受理(第47条の5)								(8) 清算終了の届出の受理(第47条の3)								
	(9) 合併の認可(第50条第3項、第54条の6第2項)								(9) 合併の認可(第49条第2項)								
	(10) 社会福祉充実計画の承認(第55条の2第1項)				—												
	(11) 社会福祉充実計画に係る必要な助言その他の支援(第55条の2第8項、第55条の3第3項)					—											
	(12) 関係地方公共団体の長に対する協力の要請(第55条の2第10項、第55条の3第3項)				—												
	(13) 社会福祉充実計画の変更の承認(第55条の3第1項)					—											
	(14) 社会福祉充実計画の変更の届出の受理(第55条の3第2項)							—									
	(15) 社会福祉充実計画の終了の承認(第55条の4)				—												
	(16) 省略								(10) 省略								
	(17) 省略								(11) 省略								
	(18) 省略								(12) 省略								
	(19) 省略								(13) 省略								
	(20) 省略								(14) 省略								
	(21) 省略								(15) 省略								
	(22) 省略								(16) 省略								
	(23) 省略								(17) 省略								
	(24) 省略								(18) 省略								
	(25) 省略								(19) 省略								
	(26) 省略								(20) 省略								
	2 省略								2 省略								
2～8 省略									2～8 省略								
9 児童福祉法の施行に関する事務	1～9 省略								9 児童福祉法の施行に関する事務	1～9 省略							
	10 福祉の措置に関すること。								10 福祉の措置に関すること。								
	(1) 費用の徴収(第56条第2項、第5項)								(1) 費用の徴収(第56条第2項、第6項)								
	11 省略								11 省略								
	12 障害児通所給付に関する事務等の市町に対する助言等				—												

10~31 省略					
-------------	--	--	--	--	--

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
環境 保全課	1~13 省略				
	14 特定 特殊自 動車排 出ガス の規制 等に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 身分を示す証明書の交付(第 30条第5項)		—	
	15 省略				
	16 省略				
	17 省略				

別表第4(第4条関係)

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	室長
地域 農業室	省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	室長
企画 検査室	省略				

備考 省略

10~31 省略					
-------------	--	--	--	--	--

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
環境 保全課	1~13 省略				
	14 省略				
	15 省略				
	16 省略				

別表第4(第4条関係)

局長の権限に属する産業経済部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決権者	
				部長	室長
地域 農業室	省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決権者	
				部長	室長
企画 検査室	省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者		
				部長	課長	主幹
森林林業課	1 森林保険に関する事務	1 国立研究開発法人森林研究・整備機構から委託を受けた業務の実施				
	2 森林法の施行に関する事務	1～5 省略				
		6 分収育林契約を締結すべき旨等の裁定（第10条の11の2第1項、第10条の11の5第1項、第10条の11の6第1項、第3項）				
		7 省略				
		8 不確知立木持分等を取得すべき旨の裁定（第10条の12の4、第10条の12の6第1項）	—			
		9～23 省略				
	3 森林組合法の施行に関する事務	1 森林組合の信託規程の制定及び改廃の承認（第10条第1項、第3項）				
		2 森林組合の信託規程の変更の届出の受理（第10条第4項）				—
		3 森林組合の共済規程の制定及び改廃の承認（第19条第1項、第3項）				
		4 森林組合の共済規程の変更の届出の受理（第19条第4項）				—
5 森林組合の林地処分事業実施規程の制定及び改廃の承認（第24条第1項、第3項）						
6 森林組合の林地処分事業実施規程の変更の届出の受理（第24条第4項）					—	
7 出資組合の森林経営規程の制定及び改廃の承認（第26条の3第1項、第3項）		—				
8 出資組合の森林経営規程の変更の届出の受理（第26条の3第4項）					—	
9 省略						
10 省略						
4～19 省略						

備考 省略

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			局長	専決者		
				部長	課長	主幹
森林林業課	1 森林保険に関する事務	1 国立研究開発法人森林総合研究所から委託を受けた業務の実施				
	2 森林法の施行に関する事務	1～5 省略				
		6 裁定の申請に係る公告及び通知（第10条の11の3第1項）				—
		7 分収育林契約等を締結すべき旨の裁定（第10条の11の4第1項、第10条の11の5第1項、第10条の11の6第2項、第3項）				
		8 省略				
	9～23 省略					
	3 森林組合法の施行に関する事務	1 森林組合の信託規程の制定及び改廃の承認（第10条_____）				
		2 森林組合の共済規程の制定及び改廃の承認（第19条_____）				
3 森林組合の林地処分事業実施規程の制定及び改廃の承認（第24条_____）						
4 省略						
5 省略						
4～19 省略						

備考 省略

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建築指導課	1～5 省略				
6 省略					
7 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関する事務	1～6 省略 7 軽微な変更に係る書面の交付 (都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2)		—		
8 建築物のエネルギー消費性能の	1 建築物に係る指導及び助言 (第8条)		—		
	2 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画に関すること。				

別表第5（第4条関係）

局長の権限に属する建設部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
建築指導課	1～5 省略				
	6 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の施行に関する事務	1 建築物に係る指導及び助言 (第74条第1項)		—	
		2 第一種特定建築物に関すること。			
		(1) 届出の受理(第75条第1項)			—
		(2) 変更の指示(第75条第2項)		—	
		(3) 定期報告の受理(第75条第5項)			—
	(4) 勧告(第75条第6項)		—		
	3 第二種特定建築物に関すること。	(1) 届出の受理(第75条の2第1項)			—
		(2) 必要な措置の勧告(第75条の2第2項)		—	
		(3) 定期報告の受理(第75条の2第3項)			—
		(4) 維持保全の勧告(第75条第6項、第75条の2第4項)		—	
	4 建築物調査の結果報告の受理 (第76条第3項)				—
	5 報告の徴収及び立入検査(第87条第10項)		—		
7 省略					
8 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関する事務	1～6 省略				
9 建築物のエネルギー消費性能の					

向上に 関する 法律の 施行に 関する 事務	(1) 建築物エネルギー消費性能 適合性判定（第12条第1項か ら第3項まで、第5項、第13 条第2項から第4項まで、第 6項）		—	
	(2) 建築物エネルギー消費性能 適合性判定の期間の延長（第 12条第4項、第13条第5項）		—	
	(3) 必要な措置の命令（第14条 第1項、第16条第2項、第19 条第3項）		—	
	(4) 必要な措置の要請（第14条 第2項）		—	
	(5) 写しの受理（第15条第3 項）			—
	(6) 必要な措置の指示（第16条 第1項、第19条第2項）		—	
	(7) 国等の機関の長に対する協 議（第16条第3項、第20条第 3項）		—	
	(8) 報告の徴収及び立入検査 （第17条第1項、第21条第1 項）		—	
	(9) 届出及び通知の受理（第19 条第1項、第20条第2項）			—
	(10) 軽微な変更に係る書面の交 付（建築物のエネルギー消費 性能の向上に関する法律施行 規則（以下この部において 「省令」という。）第11条）		—	
	3 建築物エネルギー消費性能向 上計画に関すること。			
	(1)～(5) 省略			
	(6) 軽微な変更に係る書面の交 付（省令第29条）		—	
4 省略				
9 省略				
10 省略				
11 省略				
12 省略				
13 省略				
14 省略				
15 省略				

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				課 長	主 幹

向上に 関する 法律の 施行に 関する 事務					
		1 建築物エネルギー消費性能向 上計画に関すること。			
		(1)～(5) 省略			
	2 省略				
10 省略					
11 省略					
12 省略					
13 省略					
14 省略					
15 省略					
16 省略					

別表第7（第4条関係）

土木事務所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決裁区分		
			局 長	専決者	
				課 長	主 幹

(8) 報告の徴収及び立入検査 (第17条第1項、第21条第1項)	—		
(9) 届出及び通知の受理(第19条第1項、第20条第2項)		—	
(10) 軽微な変更に係る書面の交付(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(以下この部において「省令」という。)第11条)	—		
3 建築物エネルギー消費性能向上計画に関すること。			
(1)~(5) 省略			
(6) 軽微な変更に係る書面の交付(省令第29条)	—		
4 省略			
49 省略			
50 省略			
51 省略			
52 省略			

備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部、2の部、4の部、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から37の部まで、39の部、40の部、43の部1の項並びに52の部に掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2 省略

3 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から37の部まで、43の部1の項並びに52の部に掲げる事務については「事業管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

4 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部、2の部、4の部から9の部まで及び12の部から52の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表10の

<u>1</u> 建築物エネルギー消費性能向上計画に関すること。			
(1)~(5) 省略			
<u>2</u> 省略			
50 省略			
51 省略			
52 省略			
53 省略			

備考 1 東予地方局今治土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から37の部まで、39の部、40の部、43の部1の項並びに53の部に掲げる事務については「管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

2 省略

3 東予地方局今治土木事務所においては、この表事務の種類欄中「3 通送車の運行及び通送車に乗車し、通送の業務に従事する職員(以下この部において「通送員」という。)の管理に関する事務(東予地方局四国中央土木事務所、南予地方局大洲土木事務所及び南予地方局愛南土木事務所に限る。)」とあるのは、「3 通送者の運行及び通送車に乗車し、通送の業務に従事する職員(以下この部において「通送員」という。)の管理に関する事務(東予地方局今治土木事務所に限る。)」として、同表の規定を適用する。

4 南予地方局大洲土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部から4の部まで、5の部2の項(1)から(5)まで、3の項及び4の項、6の部から9の部まで、12の部から37の部まで、43の部1の項並びに53の部に掲げる事務については「事業管理課」と、同表10の部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

5 南予地方局八幡浜土木事務所においては、この表組織名の欄中「用地管理課」とあるのは、同表1の部、2の部から9の部まで及び12の部から53の部までに掲げる事務については「管理課」と、同表10の

部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

部及び11の部に掲げる事務については「用地課」として、同表の規定を適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第5号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程(昭和26年愛媛県訓令第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前							
(分掌事務)				(分掌事務)							
第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務は、次のとおりとする。				第2条 保健所(四国中央保健所を除く。)の各課室の分掌事務は、次のとおりとする。							
企画課				企画課							
(1)~(21) 省略				(1)~(21) 省略							
<u>(22) 省略</u>				<u>(22) 理化学試験及び微生物病理検査に関すること(中予保健所に限る。)</u> 。							
<u>(23) 省略</u>				<u>(23) 省略</u>							
省略				省略							
2 省略				2 省略							
(所長の専決事項)				(所長の専決事項)							
第5条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。				第5条 所長の専決処理すべき事項は、次のとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。							
(1)~(16) 省略				(1)~(16) 省略							
<u>(17) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)第29条第2項の規定による報告の徴収に関すること。</u>				(17) 省略							
<u>(18) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第30条第2項の規定による立入検査に関すること。</u>				(18) 省略							
<u>(19) 省略</u>				(19) 省略							
<u>(20) 省略</u>				(20) 省略							
<u>(21) 省略</u>				(21) 省略							
<u>(22) 省略</u>				(22) 省略							
<u>(23) 省略</u>				(23) 省略							
2 前項第19号の規定にかかわらず、四国中央市の区域における同号の事項は、西条保健所長が専決する。				2 前項第17号の規定にかかわらず、四国中央市の区域における同号の事項は、西条保健所長が専決する。							
別表(第4条、第8条関係)				別表(第4条、第8条関係)							
所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項				所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項							
組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分			組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			所 長	課 長	主 幹				所 長	課 長	主 幹

企 画 課	1～4 省略			
	5 医療 法（昭 和23年 法律第 205号） の施行 に關す る事務	1・2 省略		
		3 広告に關すること。		
		(1) 報告の徴収及び立入検査 （第6条の8第1項）	—	
		(2) 中止命令等（第6条の8第 2項）	—	
		4 病院、診療所又は助産所に關 すること。		
		(1)～(24) 省略		
		(25) 診療所の病床数等の変更の 届出の受理（政令第4条第2 項）	—	
		(26) 省略		
		5 医療法人及び地域医療連携推 進法人に關すること。		
		(1)～(9) 省略		
		(10) 事業報告書等の届出の受理 （第52条第1項、第70条の 14）		
		(11) 事業報告書等の閲覧（第52 条第2項、第70条の14）		
		(12) 定款又は寄附行為の変更の 認可及び届出の受理（第54条 の9第3項、第5項、第70条 の18）		
		(13) 解散の認可及び届出の受理 （第55条第6項から第8項ま で、第70条の15）		
		(14) 清算人の届出の受理（第56 条の6、第70条の15）		
		(15) 清算結了の届出の受理（第 56条の11、第70条の15）		
		(16)・(17) 省略		
		(18) 報告の徴収及び立入調査 （第63条第1項、第70条の 20）		
		(19) 必要な措置及び業務の停止 の命令並びに役員解任の勸 告（第64条、第70条の20）		
		(20)・(21) 省略		
		(22) 弁明を聴取する職員の指名 及び弁明の機會の付与（第67 条第1項、第70条の23）		
		(23) 医療連携推進認定（第70条 第1項、第70条の3第2項、 第70条の6）	—	

企 画 課	1～4 省略			
	5 医療 法（昭 和23年 法律第 205号） の施行 に關す る事務	1・2 省略		
		3 病院、診療所又は助産所に關 すること。		
		(1)～(24) 省略		
		(25) 省略		
		4 医療法人_____ _____に關すること。		
		(1)～(9) 省略		
		(10) 事業報告書等の届出の受理 （第52条第1項_____ _____）		
		(11) 事業報告書等の閲覧（第52 条第2項_____）		
		(12) 定款又は寄附行為の変更の 認可及び届出の受理（第54条 の9第3項、第5項_____ _____）		
		(13) 解散の認可及び届出の受理 （第55条_____ _____）		
		(14) 清算人の届出の受理（第56 条の6_____）		
		(15) 清算結了の届出の受理（第 56条の11_____）		
		(16)・(17) 省略		
		(18) 報告の徴収及び立入調査 （第63条第1項_____ _____）		
		(19) 必要な措置及び業務の停止 の命令並びに役員解任の勸 告（第64条_____）		
		(20)・(21) 省略		
		(22) 弁明を聴取する職員の指名 及び弁明の供与_____（第67 条第1項_____）		

	(24) <u>医療連携推進業務の実施に支障のないことの確認（第70条の8第3項、第5項）</u>		—	
	(25) <u>地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可（第70条の19）</u>		—	
	(26) <u>医療連携推進認定の取消し（第70条の21第1項から第4項まで、第6項）</u>	—		
	(27) 省略			
	(28) 省略			
	(29) 省略			
	(30) <u>登記の届出の受理（政令第5条の12）</u>		—	
	(31) <u>役員の変更の届出の受理（政令第5条の13）</u>		—	
	6 省略			
	7 省略			
	8 省略			
6～21 省略				

	(23) 省略			
	(24) 省略			
	(25) 省略			
	5 省略			
	6 省略			
	7 省略			
6～21 省略				
22 理化学試験及び微生物病理検査に関すること（中予保健所に限る。）。	1 <u>理化学試験及び微生物病理検査の成績書等の発行に関すること。</u>	—		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	1～11 省略			
	12 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置	1 <u>高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管等の届出の受理（第8条第1項、第15条、第19条）</u>		
		2 <u>高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管等の状況の公表（第9条、第15条、第19条）</u>		
		3 <u>高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の処分の完了の届出の受理（第10条第2項、第15条、第19条）</u>		

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分	
			所長	課長
環境保全課	1～11 省略			
	12 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置	1 <u>ポリ塩化ビフェニル廃棄物_____の保管等の届出の受理（第8条_____）</u>		
		2 <u>ポリ塩化ビフェニル廃棄物_____の保管等の状況の公表（第9条_____）</u>		
		3 <u>事業者の地位の承継の届出の受理（第12条第2項）</u>		

法（平成13年法律第65号）の施行に関する事務	4 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の特例処分期限日に係る届出の受理（第10条第3項第2号、第18条第2項第2号）		—
	5 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の特例処分期限日に係る変更の届出の受理（第10条第4項、第19条）		—
	6 指導及び助言（第11条、第15条、第19条）		
	7 改善命令（第12条、第15条）		
	8 事業者の地位の承継の届出の受理（第16条第2項、第19条）		—
	9 報告の徴収（第19条、第24条）		
	10 立入検査等（第19条、第25条第1項）		
13～17 省略			

法（平成13年法律第65号）の施行に関する事務			
	4 指導及び助言（第14条_____）		
	5 改善命令（第16条_____）		
	6 報告の徴収（第17条_____）		
	7 立入検査等（第18条第1項_____）		
13～17 省略			

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			所長	課長	主幹
生活衛生課	1～15 省略				
	16 愛媛県食品行商条例（昭和27年愛媛県条例第62号）の施行に関する事務	省略			
	17・18 省略				

備考 省略

組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			所長	課長	主幹
生活衛生課	1～15 省略				
	16 食品行商条例（昭和27年愛媛県条例第62号）の施行に関する事務	省略			
	17・18 省略				

備考 省略

（愛媛県地方局男女共同参画推進班規程の一部改正）

第2条 愛媛県地方局男女共同参画推進班規程（昭和59年愛媛県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1～9 省略</td></tr> <tr><td>10 地方局支局総務県民室長</td></tr> <tr><td>11～19 省略</td></tr> </table>	1～9 省略	10 地方局支局総務県民室長	11～19 省略	<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1～9 省略</td></tr> <tr><td>10 地方局総務企画部支局総務県民室長</td></tr> <tr><td>11～19 省略</td></tr> </table>	1～9 省略	10 地方局総務企画部支局総務県民室長	11～19 省略
1～9 省略							
10 地方局支局総務県民室長							
11～19 省略							
1～9 省略							
10 地方局総務企画部支局総務県民室長							
11～19 省略							

(愛媛県農林水産業総合対策推進班規程の一部改正)

第3条 愛媛県農林水産業総合対策推進班規程(平成6年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～5 省略</p> <p><u>6 農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室主幹</u></p> <p><u>7 農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室農地活用係長</u></p> <p><u>8 農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室担い手育成係長</u></p> <p><u>9 省略</u></p> <p><u>10 省略</u></p> <p><u>11 省略</u></p> <p><u>12 省略</u></p> <p><u>13 省略</u></p> <p><u>14 省略</u></p> <p><u>15 省略</u></p> <p><u>16 省略</u></p> <p><u>17 省略</u></p> <p><u>18 省略</u></p> <p><u>19 省略</u></p> <p><u>20 省略</u></p> <p><u>21 省略</u></p> <p><u>22 省略</u></p> <p><u>23 農林水産部農業振興局農産園芸課鳥獣害対策係長</u></p> <p><u>24 省略</u></p> <p><u>25 省略</u></p> <p><u>26 農林水産部農業振興局農産園芸課野菜・花き係長</u></p> <p><u>27 農林水産部農業振興局農産園芸課環境農業係長</u></p> <p>28～35 省略</p> </div>	<p>別表(第3条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～5 省略</p> <p>6 省略</p> <p>7 省略</p> <p>8 省略</p> <p>9 省略</p> <p>10 省略</p> <p>11 省略</p> <p>12 省略</p> <p>13 省略</p> <p>14 省略</p> <p>15 省略</p> <p>16 省略</p> <p>17 省略</p> <p>18 省略</p> <p>19 省略</p> <p>20 省略</p> <p>21 省略</p> <p>22 農林水産部農業振興局農産園芸課環境農業係長</p> <p>23 農林水産部農業振興局農産園芸課野菜・花き係長</p> <p>24 農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室主幹</p> <p>25 農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室農地活用係長</p> <p>26 農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室鳥獣害対策係長</p> <p>27 農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室担い手育成係長</p> <p>28～35 省略</p> </div>

(愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程の一部改正)

第4条 愛媛県南予地域活性化特別対策本部規程(平成18年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表4(第7条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～8 省略</p> <p><u>9 南予地方局八幡浜支局総務県民室地域政策班長</u></p> <p>10 省略</p> </div>	<p>別表4(第7条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～8 省略</p> <p>9 南予地方局総務企画部八幡浜支局総務県民室地域政策班長</p> <p>10 省略</p> </div>

(愛媛県発達障がい者支援センター規程の一部改正)

第5条 愛媛県発達障がい者支援センター規程(平成19年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職制) 第4条 センター長は、子ども療育センターの副所長の職にある者をもって充てる。 2 省略	(職制) 第4条 センター長は、子ども療育センターの所長の職にある者をもって充てる。 2 省略

(愛媛県鳥獣害防止対策班規程の一部改正)

第6条 愛媛県鳥獣害防止対策班規程(平成23年愛媛県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職制) 第4条 省略 2 班に副班長を置き、農林水産部農業振興局農産園芸課長 _____ の職にある班員をもって充てる。 (庶務) 第6条 班の庶務は、農林水産部農業振興局農産園芸課 _____ において処理する。 別表 (第3条関係) 1 省略 2 農林水産部農業振興局農産園芸課長 3・4 省略 5 農林水産部農政企画局農政課農地・担い手対策室主幹 6 省略 7 省略 8 省略 9~11 省略	(職制) 第4条 省略 2 班に副班長を置き、農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室長の職にある班員をもって充てる。 (庶務) 第6条 班の庶務は、農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室において処理する。 別表 (第3条関係) 1 省略 2 農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室長 3・4 省略 5 省略 6 省略 7 省略 8 農林水産部農業振興局農産園芸課担い手・農地保全対策室主幹 9~11 省略

(愛媛県特別滞納整理班規程の一部改正)

第7条 愛媛県特別滞納整理班規程(平成24年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表 (第3条関係) 1~3 省略 4 東予地方局今治支局税務室長 5 省略 6 南予地方局八幡浜支局税務室長 7・8 省略	別表 (第3条関係) 1~3 省略 4 東予地方局総務企画部今治支局税務室長 5 省略 6 南予地方局総務企画部八幡浜支局税務室長 7・8 省略

(愛のくに えひめ営業本部規程の一部改正)

第8条 愛のくに えひめ営業本部規程(平成24年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第7条 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p>第10条 省略</p>	<p>(営業総括プロデューサー)</p> <p>第7条 営業本部に、知事の命を受け、県産品の流通・販売対策等を総合的に監督し、本部長に指導及び助言を行うとともに、特に重要な県産品の流通・販売対策等処理させるため、<u>営業総括プロデューサーを置く。</u></p> <p>2 営業総括プロデューサーは、<u>参与の職にある者をもって充てる。</u></p> <p>第8条 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p>第10条 省略</p> <p>第11条 省略</p>

(愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会開催準備推進班規程の一部改正)

第9条 愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会開催準備推進班規程(平成26年愛媛県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1～17 省略</td> </tr> <tr> <td><u>18 地方局支局総務県民室長</u></td> </tr> <tr> <td>19・20 省略</td> </tr> </table>	1～17 省略	<u>18 地方局支局総務県民室長</u>	19・20 省略	<p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>1～17 省略</td> </tr> <tr> <td><u>18 地方局総務企画部支局総務県民室長</u></td> </tr> <tr> <td>19・20 省略</td> </tr> </table>	1～17 省略	<u>18 地方局総務企画部支局総務県民室長</u>	19・20 省略
1～17 省略							
<u>18 地方局支局総務県民室長</u>							
19・20 省略							
1～17 省略							
<u>18 地方局総務企画部支局総務県民室長</u>							
19・20 省略							

(愛媛県福祉総合支援センター処務規程の一部改正)

第10条 愛媛県福祉総合支援センター処務規程(平成27年愛媛県訓令第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 児童福祉司は、主として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第4項及び第7項に規定する業務を行う。</p> <p>10～16 省略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>子ども・女性支援課</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 児童福祉法第26条第1項、第27条、第27条の2第1項、第27条の3、第28条第1項から第3項まで、第30条第3項、第31条第2項から第4項まで、第33条並びに第33条の4の規定による相談及び措置に関すること。</p> <p>(5)～(10) 省略</p> <p>(11) 児童福祉法第56条第1項、第2項及び<u>第4項</u>の規定による扶養義務者負担金に関すること。</p> <p>(12)～(29) 省略</p> <p><u>(30) 児童虐待の防止等に関する法律第13条の2の規定による措置の解除時の安全確認等に関すること。</u></p> <p><u>(31) 児童虐待の防止等に関する法律第13条の4の規定による資料又は情報の提供に関すること。</u></p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2～8 省略</p> <p>9 児童福祉司は、主として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第3項及び第4項に規定する業務を行う。</p> <p>10～16 省略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>子ども・女性支援課</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 児童福祉法第26条第1項、第27条、第27条の2第1項、第27条の3、第28条第1項から第3項まで、第30条第3項、第31条第2項及び第3項、第33条並びに第33条の4の規定による相談及び措置に関すること。</p> <p>(5)～(10) 省略</p> <p>(11) 児童福祉法第56条第1項、第2項及び<u>第5項</u>の規定による扶養義務者負担金に関すること。</p> <p>(12)～(29) 省略</p> <p><u>(30) 児童虐待の防止等に関する法律第13条の3の規定による資料又は情報の提供に関すること。</u></p>

(32) 児童虐待の防止等に関する法律第13条の5の規定による愛媛県社会福祉審議会への報告に関すること。	(31) 児童虐待の防止等に関する法律第13条の4の規定による愛媛県社会福祉審議会への報告に関すること。
(33) 省略	(32) 省略
(34) 省略	(33) 省略
(35) 省略	(34) 省略
(36) 省略	(35) 省略
(37) 省略	(36) 省略
(38) 省略	(37) 省略
(39) 省略	(38) 省略
省略	省略

(愛媛県子ども・女性支援センター処務規程の一部改正)

第11条 愛媛県子ども・女性支援センター処務規程(平成27年愛媛県訓令第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職務) 第2条 省略 2～5 省略 6 児童福祉司は、主として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第4項及び第7項に規定する業務を行う。 7～11 省略	(職務) 第2条 省略 2～5 省略 6 児童福祉司は、主として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第13条第3項及び第4項に規定する業務を行う。 7～11 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

○愛媛県訓令第6号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
労 働 委 員 会 事 務 局

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令

愛媛県職員被服等貸与規程(昭和54年愛媛県訓令第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																																																																																				
別表第2(第2条、第5条関係) 作業服等の貸与基準	別表第2(第2条、第5条関係) 作業服等の貸与基準																																																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与対象者</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>着用期間</th> <th>貸与期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～9 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 消費生活センターに勤務する職員のうち、<u>商品テスト業務</u>に従事するもの</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11～13 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 循環型社会推進課に勤務する職員のうち、産業廃棄物関係業務又は一般</td> <td>作業服</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>作業服</u></td> <td><u>1</u></td> <td><u>夏期</u></td> <td><u>2年</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(夏)</u></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考	1～9 省略						10 消費生活センターに勤務する職員のうち、 <u>商品テスト業務</u> に従事するもの	省略					11～13 省略						14 循環型社会推進課に勤務する職員のうち、産業廃棄物関係業務又は一般	作業服	省略					<u>作業服</u>	<u>1</u>	<u>夏期</u>	<u>2年</u>			<u>(夏)</u>					<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与対象者</th> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>着用期間</th> <th>貸与期間</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～9 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>10 消費生活センターに勤務する職員のうち、<u>試験研究業務</u>に従事するもの</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11～13 省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>14 循環型社会推進課に勤務する職員のうち、産業廃棄物関係業務又は一般</td> <td>作業服</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考	1～9 省略						10 消費生活センターに勤務する職員のうち、 <u>試験研究業務</u> に従事するもの	省略					11～13 省略						14 循環型社会推進課に勤務する職員のうち、産業廃棄物関係業務又は一般	作業服	省略															
貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考																																																																																
1～9 省略																																																																																					
10 消費生活センターに勤務する職員のうち、 <u>商品テスト業務</u> に従事するもの	省略																																																																																				
11～13 省略																																																																																					
14 循環型社会推進課に勤務する職員のうち、産業廃棄物関係業務又は一般	作業服	省略																																																																																			
	<u>作業服</u>	<u>1</u>	<u>夏期</u>	<u>2年</u>																																																																																	
	<u>(夏)</u>																																																																																				
貸与対象者	品目	数量	着用期間	貸与期間	備考																																																																																
1～9 省略																																																																																					
10 消費生活センターに勤務する職員のうち、 <u>試験研究業務</u> に従事するもの	省略																																																																																				
11～13 省略																																																																																					
14 循環型社会推進課に勤務する職員のうち、産業廃棄物関係業務又は一般	作業服	省略																																																																																			

廃棄物関係業務に従事するもの	省略				
	雨がっぱ	省略			
	ヘルメット	1	年間	3年	
	省略				
15	省略				
16 保健所に勤務する職員	(1)・(2) 省略				
	(3) 食品衛生監視業務に従事するもの	省略			
	(4)~(6) 省略				
17~47	省略				

廃棄物関係業務に従事するもの	省略				
	雨がっぱ	省略			
	省略				
15	省略				
16 保健所に勤務する職員	(1)・(2) 省略				
	(3) 食品衛生監視業務に従事するもの(食品衛生監視機動班の職員に限る。)	省略			
	(4)~(6) 省略				
17~47	省略				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第5号

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年4月1日

愛媛県教育委員会
教育長 井 上 正

愛媛県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛媛県教育委員会事務局組織規則(平成元年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>係</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">管理部</td> <td>教育総務課</td> <td>総務係 _____ 法令指導係</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2~4 省略</p> <p>(各課及び室の所掌事務)</p> <p>第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課(第17号から第22号まで及び第26号の事務)については、教職員厚生室の所掌とする。)</p> <p>(1)~(27) 省略</p> <p><u>(28)</u> 教育情報ネットワークに関すること。</p> <p><u>(29)</u> 省略</p> <p><u>(30)</u> 省略</p> <p>省略</p>	部	課	係	管理部	教育総務課	総務係 _____ 法令指導係	省略		省略			<p>(組織)</p> <p>第2条 事務局に次の表の左欄に掲げる部を置き、これらの部にそれぞれ同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課にそれぞれ同表の右欄に掲げる係を置く。</p> <table border="1"> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>係</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">管理部</td> <td>教育総務課</td> <td>総務係 <u>企画調整係</u> 法令指導係</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>2~4 省略</p> <p>(各課及び室の所掌事務)</p> <p>第3条 各課及び室の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課(第17号から第22号まで及び第26号の事務)については、教職員厚生室の所掌とする。)</p> <p>(1)~(27) 省略</p> <p><u>(28)</u> 省略</p> <p><u>(29)</u> 省略</p> <p>省略</p>	部	課	係	管理部	教育総務課	総務係 <u>企画調整係</u> 法令指導係	省略		省略		
部	課	係																					
管理部	教育総務課	総務係 _____ 法令指導係																					
	省略																						
省略																							
部	課	係																					
管理部	教育総務課	総務係 <u>企画調整係</u> 法令指導係																					
	省略																						
省略																							

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第 2 号

愛媛県教育委員会公印規程（昭和36年愛媛県教育委員会訓令第 2 号）第 5 条の規定により、教育長職務代理者印を次のとおり新設した。

平成29年 4 月 1 日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

1 印影



2 使用開始年月日

平成29年 4 月 1 日

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第 1 号

教育委員会事務局
教 育 機 関

愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 4 月 1 日

愛媛県教育委員会

教育長 井 上 正

愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

愛媛県教育委員会公印規程（昭和36年愛媛県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(公印の種類)</p> <p>第 2 条 公印は、職印及び庁印の 2 種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印</p> <p>教育長印</p> <p><u>教育長職務代理者印</u></p> <p>省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(公印の管守者)</p> <p>第 4 条 次の公印は、教育総務課長が管守する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>教育長職務代理者印</u></p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 公印の管守者は、自ら公印を管守することが事務処理上適当でないと認めるときは、あらかじめ、所属の職員中から公印の取扱者（以下「公印取扱者」という。）を指定して補助させる _____ ことができる。</p> <p>(告示)</p> <p>第 8 条 教育長印、<u>教育長職務代理者印</u>又は教育委員会印を新設し、改刻し、又は廃止したときは、その旨を告示するものとする。</p> <p>(公印の使用)</p>	<p>(公印の種類)</p> <p>第 2 条 公印は、職印及び庁印の 2 種とし、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 職印</p> <p>教育長印</p> <p>省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(公印の管守者)</p> <p>第 4 条 次の公印は、教育総務課長が管守する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 公印の管守者は、自ら公印を管守することが事務処理上適当でないと認めるときは、あらかじめ、所属の職員中から公印取扱者 _____ を指定して、<u>公印の管守及び使用に当らせる</u>ことができる。</p> <p>(告示)</p> <p>第 8 条 教育長印、教育委員会印 _____ を新設し、改刻し、又は廃止したときは、その旨を告示するものとする。</p> <p>(公印の使用)</p>

第10条 省略

2 教育総務課長の管守する教育長印、教育長職務代理者印又は教育委員会印を使用する証票、賞状等（以下「証票等」という。）で、事前に一括して当該公印を押なつておくことが適当と認められるものについては、教育総務課長又はこれらの公印に係る公印取扱者は、当該公印を事前に押なつさせることができる。

3 省略

4 公印の管守者又は公印取扱者は、公印を使用したときは、公印使用簿（様式第5号）に必要事項を記録させなければならない。

5 前項の公印使用簿は、毎日公印の管守者において査閲しなければならない。

（旧印の保存）

第13条 公印の管守者は、改刻により不用となつた旧公印又は職制等の変更により使用しなくなつた公印を、その時から起算して、次により保存しなければならない。

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第12条に規定する教育委員長の印、教育長印、教育長職務代理者印及び教育委員会印 永年

(2) 省略

2 公印の管守者は、前項の保存期間を経過した公印を、細断又は焼却の方法により棄却処分しなければならない。

（公印取扱の調査）

第15条 省略

2 前項の規定により調査の際、必要があると認めるときは、教育総務課長は、公印の管守者に報告を求め又は参考書類の提出を求めることができる。

別表2（第3条関係）

第1 ひな形

1 職印

Table of seal samples for various roles including 愛媛県教育委員会教育長印, 愛媛県教育委員会事務局副教育長印, 愛媛県教育委員会事務局管理部長印, 愛媛県教育委員会事務局総務課長印, 中予教育事務所長印, and 愛媛県立川之江高等学校長印.

2 省略

備考

1～3 省略

第2 寸法

Table showing dimensions for seal types: 公印の種類, 職印, and 省略. Dimensions are in millimeters.

様式第3号（第6条関係）

省略

Table for Form No. 3, showing fields for 使用開始, 年月日, and 年月日告示第号.

第10条 省略

2 教育総務課長の管守する教育長印 _____ 又は教育委員会印を使用する証票、賞状等（以下「証票等」という。）で、事前に一括して当該公印を押なつておくことが適当と認められるものについては、教育総務課長又はこれらの公印に係る公印取扱者は、当該公印を事前に押なつさせることができる。

3 省略

4 公印管守者_又は公印取扱者は、公印を使用したときは、公印使用簿（様式第5号）に必要事項を記録させなければならない。

5 前項の公印使用簿は、毎日公印管守者_において査閲しなければならない。

（旧印の保存）

第13条 公印の管守者は、改刻により不用となつた旧公印又は職制等の変更により使用しなくなつた公印を、その時から起算して、次により保存しなければならない。

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第12条に規定する教育委員長の印、教育長 _____ 及び教育委員会印 永年

(2) 省略

2 公印管守者_は、前項の保存期間を経過した公印を、細断又は焼却の方法により棄却処分しなければならない。

（公印取扱の調査）

第15条 省略

2 前項の規定により調査の際、必要があると認めるときは、教育総務課長は、公印管守者_に報告を求め又は参考書類の提出を求めることができる。

別表2（第3条関係）

第1 ひな形

1 職印

Table of seal samples for various roles including 愛媛県教育委員会教育長印, 愛媛県教育委員会事務局副教育長印, 愛媛県教育委員会事務局管理部長印, 愛媛県教育委員会事務局総務課長印, 中予教育事務所長印, and 愛媛県立川之江高等学校長印.

2 省略

備考

1～3 省略

第2 寸法

Table showing dimensions for seal types: 公印の種類, 職印, and 省略. Dimensions are in millimeters.

様式第3号

省略

Table for Form No. 3, showing fields for 使用開始, 年月日, and 年月日.

改刻 又は 廃止	年 月 日	改刻 廃止	年 月 日	告示第 号
	理 由	組織変更 業務廃止 損傷 摩滅 亡失 その他 ()		
省略				

注 告示欄は、教育長印、教育長職務代理者印又は教育委員会印の場合のみ記載すること。

廃 止	年 月 日			
	理 由	組織変更 業務廃止 盗難 亡失 改刻 その他 ()		
省略				

(注) 告示欄は、教育委員長印、教育長印、教育委員会印の場合のみ記載すること。

附 則

- この訓令は、公布の日から施行する。
- この訓令施行の際現にある改正前の愛媛県教育委員会公印規程様式第3号の規定による公印台帳は、改正後の愛媛県教育委員会公印規程様式第3号の規定による公印台帳とみなす。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則 6 - 200

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 4 月 1 日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用及び昇任に関する規則（愛媛県人事委員会規則 6 5）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第 1（第 4 条関係） 行政職群級別職務区分表			別表第 1（第 4 条関係） 行政職群級別職務区分表		
職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	管理者の事務部局	省略	省略	管理者の事務部局	省略
6 級		省略 南宇和病院事務局長 新居浜病院総務医事課長	6 級		省略 南宇和病院事務局長
省略		省略	省略		省略
備考 省略			備考 省略		
別表第 4（第 4 条関係） 医療職群(→)級別職務区分表			別表第 4（第 4 条関係） 医療職群(→)級別職務区分表		
職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の級 区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略	知事の事務部局	省略	省略	知事の事務部局	省略
4 級		省略 保健所の課長（4 級） 子ども療育センター所長 子ども療育センター副所長 省略	4 級		省略 保健所の課長（4 級） _____ _____ 省略
省略		省略	省略		省略
5 級	知事の事務部局	省略	5 級	知事の事務部局	省略 子ども療育センター所長 子ども療育センター副所長 省略
省略		省略	省略		省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則 7 - 1189

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 1)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊自動車運転作業手当)</p> <p>第34条の7 条例第64条の2に定める「人事委員会が定める農業大学校等」とは、農業大学校及び農林水産研究所(水産研究センターを除く。)並びに<u>東予地方局産業経済部今治支局産地育成室、中予地方局産業経済部産業振興課産地育成室及び南予地方局産業経済部産業振興課産地育成室をいう。</u></p> <p>2・3 省略</p>	<p>(特殊自動車運転作業手当)</p> <p>第34条の7 条例第64条の2に定める「人事委員会が定める農業大学校等」とは、農業大学校及び農林水産研究所(水産研究センターを除く。)並びに<u>東予地方局産業経済部今治支局地域農業室、中予地方局産業経済部産業振興課地域農業室及び南予地方局産業経済部産業振興課地域農業室をいう。</u></p> <p>2・3 省略</p>

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																
<p>別表第10(第3条関係)</p> <p>級 別 職 務 区 分 表</p> <p>1 行政職給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 主任技師(2級) <u>秘書(2級)</u> 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 室付(5級) <u>所付</u> 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 交通警備調整監(6級) <u>県外競技調整監(6級)</u> 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			2 級	知事の事務部局	省略 主任技師(2級) <u>秘書(2級)</u> 省略	省略		省略			5 級	知事の事務部局	省略 室付(5級) <u>所付</u> 省略	省略		6 級	知事の事務部局	省略 交通警備調整監(6級) <u>県外競技調整監(6級)</u> 省略	省略		<p>別表第10(第3条関係)</p> <p>級 別 職 務 区 分 表</p> <p>1 行政職給料表級別職務区分表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級区分</th> <th>部 局</th> <th>職務の級区分欄の級に含まれる職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 主任技師(2級) _____ 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 室付(5級) _____ 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">6 級</td> <td>知事の事務部局</td> <td>省略 交通警備調整監(6級) _____ 省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	省略			2 級	知事の事務部局	省略 主任技師(2級) _____ 省略	省略		省略			5 級	知事の事務部局	省略 室付(5級) _____ 省略	省略		6 級	知事の事務部局	省略 交通警備調整監(6級) _____ 省略	省略	
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																																															
省略																																																	
2 級	知事の事務部局	省略 主任技師(2級) <u>秘書(2級)</u> 省略																																															
	省略																																																
省略																																																	
5 級	知事の事務部局	省略 室付(5級) <u>所付</u> 省略																																															
	省略																																																
6 級	知事の事務部局	省略 交通警備調整監(6級) <u>県外競技調整監(6級)</u> 省略																																															
	省略																																																
職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職																																															
省略																																																	
2 級	知事の事務部局	省略 主任技師(2級) _____ 省略																																															
	省略																																																
省略																																																	
5 級	知事の事務部局	省略 室付(5級) _____ 省略																																															
	省略																																																
6 級	知事の事務部局	省略 交通警備調整監(6級) _____ 省略																																															
	省略																																																

7級	知事の事務部局	省略 交通警備調整監（7級） 県外競技調整監（7級） 省略
	省略	
省略		
9級	知事の事務部局	省略
	省略	

2・3 省略

4 医療職給料表(一)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
3級	知事の事務部局	省略 医監（4級） 子ども療育センター所長 子ども療育センター副所長
4級	知事の事務部局	省略

5～7 省略

7級	知事の事務部局	省略 交通警備調整監（7級） 省略
	省略	
省略		
9級	知事の事務部局	特命理事 省略
	省略	

2・3 省略

4 医療職給料表(一)級別職務区分表

職務の級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略		
3級	知事の事務部局	省略 医監（4級）
4級	知事の事務部局	省略 子ども療育センター所長 子ども療育センター副所長

5～7 省略

（給料表の適用範囲に関する規則の一部改正）

第3条 給料表の適用範囲に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-44）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（医療職給料表(三)の適用範囲）</p> <p>第5条 医療職給料表(三)は、保健所、子ども療育センター、心と体の健康センター、児童相談所、身体障害者更生相談所、<u>えひめ学園及びしげのぶ特別支援学校</u>に勤務する職員並びに市町へ派遣されている職員で、保健指導若しくは看護等に従事し、又は学生の実習等を指導する保健師、助産師、看護師及び准看護師であるものに適用する。</p>	<p>（医療職給料表(三)の適用範囲）</p> <p>第5条 医療職給料表(三)は、保健所、子ども療育センター、心と体の健康センター、児童相談所、身体障害者更生相談所及び<u>えひめ学園</u>に勤務する職員並びに市町へ派遣されている職員で、保健指導若しくは看護等に従事し、又は学生の実習等を指導する保健師、助産師、看護師及び准看護師であるものに適用する。</p>

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第4条 管理職手当に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-68）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																									
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局</th> <th>公 職</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">知事の事務部局</td> <td>省略</td> <td rowspan="4">1種</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td>3種</td> </tr> </tbody> </table>	部局	公 職	区分	知事の事務部局	省略	1種	省略	省略	省略	省略		3種	<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部局</th> <th>公 職</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">知事の事務部局</td> <td><u>特命理事</u></td> <td rowspan="5">1種</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>子ども療育センター所長</td> </tr> <tr> <td>子ども療育センター副所長</td> </tr> <tr> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td>3種</td> </tr> </tbody> </table>	部局	公 職	区分	知事の事務部局	<u>特命理事</u>	1種	省略	子ども療育センター所長	子ども療育センター副所長	省略	省略		3種
部局	公 職	区分																								
知事の事務部局	省略	1種																								
	省略																									
	省略																									
	省略																									
省略		3種																								
部局	公 職	区分																								
知事の事務部局	<u>特命理事</u>	1種																								
	省略																									
	子ども療育センター所長																									
	子ども療育センター副所長																									
	省略																									
省略		3種																								

交通警備調整監 県外競技調整監 省略 福祉総合支援センター次長 子ども療育センター所長 省略		交通警備調整監 _____ 省略 福祉総合支援センター次長 _____ 省略	
省略 衛生環境研究所の課長 子ども療育センター副所長 省略	4種	省略 衛生環境研究所の課長 _____ 省略	4種
省略 室付（主幹同格者に限る。） 所付 省略	5種	省略 室付（主幹同格者に限る。） _____ 省略	5種
省略		省略	
備考 省略		備考 省略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第1号

へき地等学校の指定（平成28年3月愛媛県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成29年4月1日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
1 へき地学校			1 へき地学校		
(1) 小学校の部			(1) 小学校の部		
市 郡 名	学 校 名	級別区分	市 郡 名	学 校 名	級別区分
四国中央市	四国中央市立新宮小学校	1 級			
新居浜市	省略		新居浜市	省略	
省略			省略		
上浮穴郡	省略		上浮穴郡	省略	
	省略 久万高原町立美川小学校	1 級		省略 久万高原町立美川小学校	1 級
伊予郡			伊予郡	砥部町立高市小学校	2 級
	砥部町立広田小学校	1 級		砥部町立広田小学校 砥部町立玉谷小学校	1 級
省略			省略		
(2) 中学校の部			(2) 中学校の部		
市 郡 名	学 校 名	級別区分	市 郡 名	学 校 名	級別区分
四国中央市	四国中央市立新宮中学校	1 級			
新居浜市	省略		新居浜市	省略	
省略			省略		

2 へき地学校に準ずる学校

(1) 小学校の部

市 郡 名	学 校 名
省略	

(2) 中学校の部

市 郡 名	学 校 名
省略	

3 省略

2 へき地学校に準ずる学校

(1) 小学校の部

市 郡 名	学 校 名
四国中央市	四国中央市立新宮小学校
省略	

(2) 中学校の部

市 郡 名	学 校 名
四国中央市	四国中央市立新宮中学校
省略	

3 省略

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第4号

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成29年4月1日

愛媛県公営企業管理者 俊野健治

愛媛県公営企業組織規程及び愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

(愛媛県公営企業組織規程の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業組織規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(病院の組織)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院には、前項に定めるもののほか、救命救急センター、総合周産期母子医療センター、小児医療センター、愛媛PETCTセンター、消化器病センター、がん治療センター、腎糖尿病センター、脳卒中センター、循環器病センター、総合診療センター、<u>災害医療センター</u>、<u>臨床研修センター</u>、<u>入院サポートセンター</u>、手術部、中央材料部、検査部、放射線部、リハビリテーション部、栄養部、輸血部、病理診断部、内視鏡室、人工透析室、集中治療室及び地域医療連携室を置き、事務局に総務医事課を置く。</p> <p>3 省略</p> <p>4 愛媛県立新居浜病院には、第1項に定めるもののほか、救命救急センター、検査部、放射線部、リハビリテーション部及び人工透析室を置き、事務局に総務医事課 <u> </u> を置く。</p> <p>5 省略</p> <p>別表第3(第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院</th> <th>係の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>愛媛県立 新居浜病 院</td> <td>(総務医事課)庶務係、会計係、医事係、調達係 省略</td> </tr> </tbody> </table>	病院	係の名称	省略		愛媛県立 新居浜病 院	(総務医事課)庶務係、会計係、医事係、調達係 省略	<p>(病院の組織)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院には、前項に定めるもののほか、救命救急センター、総合周産期母子医療センター、小児医療センター、愛媛PETCTセンター、消化器病センター、がん治療センター、腎糖尿病センター、脳卒中センター、循環器病センター、総合診療センター、<u>健康診断センター</u>、<u>災害医療センター</u>、<u>臨床研修センター</u>、<u> </u>、手術部、中央材料部、検査部、放射線部、リハビリテーション部、栄養部、輸血部、病理診断部、内視鏡室、人工透析室、集中治療室及び地域医療連携室を置き、事務局に総務医事課を置く。</p> <p>3 省略</p> <p>4 愛媛県立新居浜病院には、第1項に定めるもののほか、救命救急センター、検査部、放射線部、リハビリテーション部及び人工透析室を置き、事務局に<u>総務課及び医事課</u>を置く。</p> <p>5 省略</p> <p>別表第3(第11条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病院</th> <th>係の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>愛媛県立 新居浜病 院</td> <td>(総務課)庶務係、会計係 (医事課)医事係、調達係 省略</td> </tr> </tbody> </table>	病院	係の名称	省略		愛媛県立 新居浜病 院	(総務課)庶務係、会計係 (医事課)医事係、調達係 省略
病院	係の名称												
省略													
愛媛県立 新居浜病 院	(総務医事課)庶務係、会計係、医事係、調達係 省略												
病院	係の名称												
省略													
愛媛県立 新居浜病 院	(総務課)庶務係、会計係 (医事課)医事係、調達係 省略												

(愛媛県企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 愛媛県企業職員の給与に関する規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

公営企業訓令

○愛媛県公営企業訓令第1号

公営企業管理局
各 事 業 所

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年4月1日

愛媛県公営企業管理者 俊 野 健 治

愛媛県公営企業事業所処務規則及び愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部を改正する訓令

(愛媛県公営企業事業所処務規則の一部改正)

第1条 愛媛県公営企業事業所処務規則(昭和57年愛媛県公営企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(病院の事務局等の所掌事務)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院の総務医事課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p>省略</p> <p>臨床研修センター 省略</p> <p><u>入院サポートセンター</u></p> <p>(1) <u>入院予定の患者に関すること。</u></p> <p>(2) <u>入院サポートセンターの管理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>その他入院に関すること(他の主管に属するものを除く。)</u>。</p> <p>省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 愛媛県立新居浜病院の総務医事課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>総務医事課</u></p> <p>(1)~(8) 省略</p> <p>(9) <u>患者の受付及び入退院事務に関すること。</u></p> <p>(10) <u>医療社会事業に関すること。</u></p> <p>(11) <u>社会保険に関すること。</u></p> <p>(12) <u>健康診査等の受託契約に関すること。</u></p> <p>(13) <u>料金、料金以外の使用料及び手数料の調定に関すること。</u></p> <p>(14) <u>診療費の請求に関すること。</u></p> <p>(15) <u>未収入金の整理及び督促に関すること。</u></p> <p>(16) <u>契約に関すること(第12号に掲げるものを除く。)</u>。</p> <p>(17) <u>物品の出納、管理及び処分に関すること。</u></p> <p>(18) <u>財産の管理(他の主管に属するものを除く。)及び処分に関すること。</u></p> <p>(19) <u>給食に関すること。</u></p> <p>(20) 省略</p>	<p>(病院の事務局等の所掌事務)</p> <p>第5条 省略</p> <p>2 愛媛県立中央病院の総務医事課等の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>省略</p> <p><u>健康診断センター</u></p> <p>(1) <u>健康診断に関すること。</u></p> <p>(2) <u>健康診断センターの管理に関すること。</u></p> <p>省略</p> <p>臨床研修センター 省略</p> <p>省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 愛媛県立新居浜病院の<u>総務課等</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p><u>総務課</u></p> <p>(1)~(8) 省略</p> <p>(9) 省略</p> <p><u>医事課</u></p> <p>(1) <u>患者の受付及び入退院事務に関すること。</u></p>

省略

5 省略

(病院の職員の職務)

第9条 病院の職員の職務は、次項から第21項までに規定するとおりとする。

2～21 省略

- (2) 医療社会事業に関すること。
- (3) 社会保険に関すること。
- (4) 健康診査等の受託契約に関すること。
- (5) 料金、料金以外の使用料及び手数料の調定に関すること。
- (6) 診療費の請求に関すること。
- (7) 未収入金の整理及び督促に関すること。
- (8) 契約に関すること(第4号に掲げるものを除く。)
- (9) 物品の出納、管理及び処分に関すること。
- (10) 財産の管理(他の主管に属するものを除く。)及び処分に関すること。
- (11) 給食に関すること。

省略

5 省略

(病院の職員の職務)

第9条 病院の職員の職務は、次項から第22項までに規定するとおりとする。

2～21 省略

(愛媛県公営企業事業所事務決裁規則の一部改正)

第2条 愛媛県公営企業事業所事務決裁規則(平成9年愛媛県公営企業訓令第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																																														
<p>(代決者)</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">決 裁 者</th> <th colspan="2">代 決 者</th> </tr> <tr> <th>第1次代決者</th> <th>第2次代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">院長 の権 限に 属す る事 務</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td>課長(愛媛県立南宇和病院にあっては、事務局次長)</td> <td>主幹(愛媛県立中央病院総務医事課及び愛媛県立新居浜病院総務医事課に限る。)</td> </tr> <tr> <td>愛媛県立中央病院総務医事課長</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>愛媛県立新居浜病院総務医事課長</td> <td><u>主幹</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長(愛媛県立中央病院総務医事課長及び愛媛県立新居浜病院総務医事課長を除く。以下この項において同じ。)</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table> <p>備考1・2 省略</p> <p>3 愛媛県立今治病院 _____ に属する事</p>	区分	決 裁 者	代 決 者		第1次代決者	第2次代決者	省略				院長 の権 限に 属す る事 務	省略			事務局長	課長(愛媛県立南宇和病院にあっては、事務局次長)	主幹(愛媛県立中央病院総務医事課及び愛媛県立新居浜病院総務医事課に限る。)	愛媛県立中央病院総務医事課長	省略		愛媛県立新居浜病院総務医事課長	<u>主幹</u>		課長(愛媛県立中央病院総務医事課長及び愛媛県立新居浜病院総務医事課長を除く。以下この項において同じ。)	省略		省略				省略	<p>(代決者)</p> <p>第5条 代決者は、次の表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">決 裁 者</th> <th colspan="2">代 決 者</th> </tr> <tr> <th>第1次代決者</th> <th>第2次代決者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">院長 の権 限に 属す る事 務</td> <td>省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務局長</td> <td>課長(愛媛県立南宇和病院にあっては、事務局次長)</td> <td>主幹(愛媛県立中央病院総務医事課 _____ に限る。)</td> </tr> <tr> <td>愛媛県立中央病院総務医事課長</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>課長(愛媛県立中央病院総務医事課長 _____ を除く。以下この項において同じ。)</td> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>所長及び院長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> </table> <p>備考1・2 省略</p> <p>3 愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院に属する事</p>	区分	決 裁 者	代 決 者		第1次代決者	第2次代決者	省略				院長 の権 限に 属す る事 務	省略			事務局長	課長(愛媛県立南宇和病院にあっては、事務局次長)	主幹(愛媛県立中央病院総務医事課 _____ に限る。)	愛媛県立中央病院総務医事課長	省略					課長(愛媛県立中央病院総務医事課長 _____ を除く。以下この項において同じ。)	省略		省略				省略
区分			決 裁 者	代 決 者																																																											
	第1次代決者	第2次代決者																																																													
省略																																																															
院長 の権 限に 属す る事 務	省略																																																														
	事務局長	課長(愛媛県立南宇和病院にあっては、事務局次長)	主幹(愛媛県立中央病院総務医事課及び愛媛県立新居浜病院総務医事課に限る。)																																																												
	愛媛県立中央病院総務医事課長	省略																																																													
	愛媛県立新居浜病院総務医事課長	<u>主幹</u>																																																													
	課長(愛媛県立中央病院総務医事課長及び愛媛県立新居浜病院総務医事課長を除く。以下この項において同じ。)	省略																																																													
省略																																																															
省略																																																															
区分	決 裁 者	代 決 者																																																													
		第1次代決者	第2次代決者																																																												
省略																																																															
院長 の権 限に 属す る事 務	省略																																																														
	事務局長	課長(愛媛県立南宇和病院にあっては、事務局次長)	主幹(愛媛県立中央病院総務医事課 _____ に限る。)																																																												
	愛媛県立中央病院総務医事課長	省略																																																													
	課長(愛媛県立中央病院総務医事課長 _____ を除く。以下この項において同じ。)	省略																																																													
省略																																																															
省略																																																															

務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長」とする。

(1)～(6) 省略

別表第3（第4条関係）

院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分			愛媛県立南宇和病院における決裁区分	
			専決者			院 長	専決者 事務局長
			事務局長	課長	主幹		
総務課	省略						

備考1 この表組織名の欄中「総務課」とあるのは、愛媛県立中央病院及び愛媛県立新居浜病院においては「総務医事課」と、愛媛県立南宇和病院においては「事務局」として、同表の規定を適用する。

2 愛媛県立今治病院 _____ に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長」とする。

(1)・(2) 省略

組織名	事務の種類	事項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分			愛媛県立南宇和病院における決裁区分	
			専決者			院 長	専決者 事務局長
			事務局長	課長			
医事課	省略						

備考 この表組織名の欄中「医事課」とあるのは、愛媛県立中央病院及び愛媛県立新居浜病院においては「総務医事課」と、愛媛県立南宇和病院においては「事務局」として、同表の規定を適用する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長」とする。

(1)～(6) 省略

別表第3（第4条関係）

院長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分			愛媛県立南宇和病院における決裁区分	
			専決者			院 長	専決者 事務局長
			事務局長	課長	主幹		
総務課	省略						

備考1 この表組織名の欄中「総務課」とあるのは、愛媛県立中央病院 _____ においては「総務医事課」と、愛媛県立南宇和病院においては「事務局」として、同表の規定を適用する。

2 愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院に属する事務に係る次に掲げるこの表の規定の適用については、同表愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分の欄中「主幹」とあるのは、「課長」とする。

(1)・(2) 省略

組織名	事務の種類	事項	愛媛県立中央病院、愛媛県立今治病院及び愛媛県立新居浜病院における決裁区分			愛媛県立南宇和病院における決裁区分	
			専決者			院 長	専決者 事務局長
			事務局長	課長			
医事課	省略						

備考 この表組織名の欄中「医事課」とあるのは、愛媛県立中央病院 _____ においては「総務医事課」と、愛媛県立南宇和病院においては「事務局」として、同表の規定を適用する。